

関西大学法科大学院

# 自己点検・評価報告書

第7号

2020年10月

## 目 次

<序章>

<本章>

### 1 理念・目的及び教育目標

#### 【現状の説明】

- 1-1 理念・目的及び教育目標が設定され、かつ、学則等に定められているか 2
- 1-2 理念・目的及び教育目標は、法科大学院制度の目的に適っているか 2
- 1-3 理念・目的及び教育目標は、教職員や学生等の学内の構成員に周知しているか 2

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

- 1-3 3

#### 【将来への取り組み・まとめ】

- 1-3 3

### 2 教育内容・方法・成果

#### 2-（1）教育課程・教育内容

#### 【現状の説明】

- 2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っているか 4
- 2-2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。また、それらが法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか 5
- 2-3 授業科目が、法令の定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたりバランスよく開設され、かつ、それぞれの科目群にふさわしい内容となっているか 7
- 2-4 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切に配慮されているか 8
- 2-5 授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的かつ段階的に行えるよう適切に配置されて

	いるか	9
2-6	授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか	10
2-7	産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けているか。その際、(1)以外の者が過半数であるか(「専門院」第6条の2)。	11
2-8	法曹又は当該職業分野を取り巻く状況に配慮しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編成しているか。	11
2-9	法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか	11
2-10	法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているか	12
2-11	法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目が開設されているか	12
2-12	法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目(模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等)が開設されているか	13
2-13	リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それらが臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制の下で指導が行われているか	13
2-14	リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学内の規則で整えられ、かつ、学生に対して適切な指導が行われているか	14
2-15	各授業科目の単位数が、授業の方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、適切に設定されているか	14
2-16	1年間の授業期間が、定期試験等の期間を含め、原則として35週にわたるものとして適切に設定されているか	14
2-17	各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行われているか	14
2-18	課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準(原則として3年、93単位以上)を遵守し、かつ、履	15

	修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか	
2-19	学生が各年次において履修科目として1年間に登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（標準36単位）に従って適切に設定されているか	15
2-20	学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則30単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか	15
2-21	在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（1年以内）に従って設定され、適切な基準及び方法によって、その認定が行われているか	16
2-22	法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準に基づいて適切に設定されているか	16
	<b>【点検・評価（長所と問題点）】</b>	
2-3		16
2-4		17
2-5		18
	<b>【将来への取り組み・まとめ】</b>	
2-3		18
2-4		19
2-5		19
2-(2)	教育方法	
	<b>【現状の説明】</b>	
2-23	履修指導に関する体制が整備され、かつ、法学未修者と法学既修者それぞれに応じた指導が効果的に行われているか	19
2-24	オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか	20
2-25	アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による	20

	相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか	
2-26	正課外の学習支援が、過度に司法試験受験対策に偏する内容となり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか	21
2-27	法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえた授業の内容、方法及び1年間の授業計画が、学生に対しシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか	21
2-28	授業がシラバス等に従って適切に実施されているか	21
2-29	授業科目に応じて、双方向・多方向の討論や質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか	22
2-30	授業方法が過度に司法試験受験対策に偏したものとなり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか	22
2-31	効果的な学修のために、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本としているか	22
2-32	法律基本科目については、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数が法令上の基準(標準50名)に従って適切に設定されているか	23
2-33	個別的指導が必要な授業科目(リーガル・クリニックやエクスターンシップ等)については、それにふさわしい学生数が設定されているか	23
2-34	学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか	23
2-35	学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか	24
2-36	単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準及び方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されたうえで、客観的かつ厳格に行われているか	25
2-37	学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、追試験を行うなどの相当の措置が講じられているか。また、追試験を行っている場合、あらかじめ明示された客観的かつ厳格な基準に基づいて実施されているか	25
2-38	1年次修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置が講じられているか	25
2-39	進級制限を行っていない場合は、それに代わる適切な措置が講じられ	25

	ているか	
2-40	授業の内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）を整備し、かつ、実施しているか	25
2-41	学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表するとともに、教育の改善につなげる仕組みを整備しているか	26
2-42	FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか	27
2-43	教育課程及びその内容、方法の改善を図るに際しては、教育課程連携協議会の意見を勘案しているか。	27
<b>【点検・評価（長所と問題点）】</b>		
2-24		28
2-25		28
2-35		28
2-40		28
2-42		28
<b>【将来への取り組み・まとめ】</b>		
2-24		29
2-25		29
2-35		29
2-40		29
2-42		29
2-（3）成果		
<b>【現状の説明】</b>		
2-44	法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育成果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか	29
2-45	司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握及び分析し、法科大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用しているか。	30

かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結び付いているか。	31
<b>【点検・評価（長所と問題点）】</b>	
2－44	32
2－45	32
<b>【将来への取り組み・まとめ】</b>	
2－44	33
2－45	33
<b>3 教員組織</b>	
<b>【現状の説明】</b>	
3－1 専任教員数が、法令上の基準を遵守しているか。	34
3－2 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか	34
3－3 専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであるか。	34
3－4 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。	
1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者	
2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者	
3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者	34
3－5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上が5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか	35
3－6 実務家教員中に「みなし専任教員」を置く場合は、その数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであるか。また、教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っているか。	35
3－7 法律基本科目の各科目について、専任教員が適切に配置されているか	35
3－8 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか	35
3－9 法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある専任教員が配	35

	置されているか	
3-10	専任教員の年齢構成が、教育研究水準の維持・向上及び教育研究活動の活性化を図るうえで支障を来たすような、著しく偏ったものになっていないか	36
3-11	専任教員の男女構成比率について、配慮を行っているか	36
3-12	専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか	36
3-13	教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められ、適切に運用されているか	36
3-14	専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営等への貢献及び社会への貢献について、適切に評価する仕組みが整備されているか	36
<b>【点検・評価（長所と問題点）】</b>		
3-12		37
<b>【将来への取り組み・まとめ】</b>		
3-12		37
<b>4 学生の受け入れ</b>		
<b>【現状の説明】</b>		
4-1	明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表しているか	38
4-2	学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法（出題の趣旨、配点や採点基準を含む）及び選抜手続を設定し、事前に広く社会に公表しているか	38
4-3	入学者選抜に当たっては、学生の受け入れ方針、選抜基準に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れているか	38
4-4	学生募集方法及び入学者選抜方法は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっているか	40
4-5	入学者の適性の適確かつ客観的な評価を行い、著しく適性を欠いた学生の受け入れを行っていないか	40
4-6	法学既修者の認定は、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われているか。また、その認定基準は、適切な方法で事前に公表されているか	40
4-7	複数の入学者選抜方法を採用している場合、各々の選抜方法の位置づ	41

	け及び関係は適切であるか	
4-8	自校推薦や団体推薦等による優先枠を設けるなどの形で、公平性を欠く入学者選抜が行われていないか	41
4-9	入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか	42
4-10	多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう適切に配慮しているか	42
4-11	障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されているか	42
4-12	法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数は適切に管理されているか	42
4-13	学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み、体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置が適切に講じられているか	43
4-14	入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施しているか	43
	<b>【点検・評価（長所と問題点）】</b>	
4-13		44
	<b>【将来への取り組み・まとめ】</b>	
4-13		44
5	<b>学生支援</b>	
	<b>【現状の説明】</b>	
5-1	学生の心身の健康を保持し増進するための適切な相談その他の支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか	45
5-2	各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、かつ、それらを学生に周知しているか	45
5-3	奨学金などの経済的支援についての相談その他の支援体制が整備されているか	45
5-4	障がいのある者を受け入れるための支援体制が整備されているか	47
5-5	休学者及び退学者の状況及び理由の把握及び分析に努め、適切な指導	47

	等がなされているか	
5-6	学生の進路選択に関わる相談その他の支援体制及び修了生の進路等を把握する体制が適切に整備されているか	47
<b>【点検・評価（長所と問題点）】</b>		
5-1		48
5-3		49
5-6		49
<b>【将来への取り組み・まとめ】</b>		
5-1		49
5-3		49
5-6		50
6	教育研究等環境	
<b>【現状の説明】</b>		
6-1	講義室、演習室その他の施設及び設備が、各法科大学院の規模及び教育形態に応じて、適切に整備されているか	51
6-2	学生が自主的に学習できるスペースが十分に設けられ、かつ、利用時間が十分に確保されているか	51
6-3	障がいのある者のための施設及び設備が整備されているか	51
6-4	学生の学習及び教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーが整備されているか	52
6-5	教育研究活動に資する人的な支援体制が整備されているか	52
6-6	図書館（図書室）には、法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的かつ体系的に整備されているか	53
6-7	図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮されたものとなっているか	54
6-8	国内外の法科大学院、研究機関等との図書等の学術情報、資料の相互利用のための条件整備を行っているか	54
6-9	専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲となっているか	54
6-10	各専任教員に十分なスペースの個別研究室が用意されているか	54

6-11	研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか	55
6-12	専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか	55
<b>【点検・評価（長所と問題点）】</b>		
6-4		55
6-6		55
6-9		55
6-11		56
<b>【将来への取り組み・まとめ】</b>		
6-4		56
6-6		56
6-9		56
6-11		56
7	管理運営	
<b>【現状の説明】</b>		
7-1	管理運営を行う固有の組織体制を整備しているか	57
7-2	管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用しているか	57
7-3	法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用されているか	58
7-4	法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それらとの連携や役割分担は適切に行われているか	58
7-5	法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めているか	59
7-6	法科大学院の管理運営及び教育研究活動の支援を行うため、その設置形態及び規模等に応じた適切な事務組織の整備及び職員配置が行われているか	59
7-7	法科大学院の諸活動において、事務組織と教学組織との間で有機的な連携が図られているか	60
7-8	法科大学院の中・長期的充実を支えるために、事務組織としての企画立案機能は適切に発揮されているか	60

7-9	管理運営及び教育研究活動の支援を十全に遂行するために、職員に求められる能力の継続的な啓発や向上に努めているか	60
<b>【点検・評価（長所と問題点）】</b>		
7-4		61
<b>【将来への取り組み・まとめ】</b>		
7-4		62
8	点検・評価、情報公開	
<b>【現状の説明】</b>		
8-1	自己点検・評価のための独自の組織体制を整備し、教育研究活動に関する評価項目に基づいた自己点検・評価を実施しているか	63
8-2	自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結び付けるための仕組みを整備しているか。また、それらをどのように教育研究活動等の改善・向上に結び付けているか	64
8-3	認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応しているか	64
8-4	法科大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか	67
8-5	学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制は整備されているか	68
8-6	自己点検・評価の結果を学内外に広く公表しているか	68
8-7	認証評価の結果を学内外に広く公表しているか	69
<b>【点検・評価（長所と問題点）】</b>		
8-2		69
<b>【将来への取り組み・まとめ】</b>		
8-2		69
9	特色ある取り組み	
<b>【現状の説明】</b>		
9-1	理念・目的及び教育目標に即して、どのような特色ある教育研究活動が行われているか	70
<b>【点検・評価（長所と問題点）】</b>		

9 - 1	71
【将来への取り組み・まとめ】	
9 - 1	72
<終章>	73

## <序章>

今回の自己点検・評価報告書は、関西大学が受審する認証評価のための自己点検・評価活動の一環であるとともに、本法科大学院が受審する認証評価のための自己点検・評価の報告でもある。前回の認証評価で指摘された問題点への対応状況については、「8-3 認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応しているか」の項目を参照されたい。

法科大学院制度をとりまく環境は依然として厳しく、社会の各方面から批判的論評を受けることも少なくない。制度発足時からみれば、ほぼ半数の法科大学院が、既に退場に追い込まれた。関西大学法科大学院も、司法試験合格者数、定員充足数等、確かに苦境にある。

しかしそれでも、当初の予想どおりには直線的に進んでいないとはいえ、「社会の法化」は、法の支配と自由民主主義を奉ずるわが国が向かうべき方向として、決してまちがっているとは思えない。社会のあちこちに不可避免的に生ずる紛争がみな公平公正に解決されるのでなければ、国民一人一人の国家社会への信頼は崩壊するほかないからである。

関西大学法科大学院は、他の法科大学院との競争と協力の関係の中で、その方向を支える社会資本としての法曹養成制度の一翼を担い続けるべきことを、あらためて自覚するものである。

そのためには、関西大学法科大学院が、法曹養成教育機関として内外に魅力的でなければならない。具体的方策の一つが、法学部に設けられる「法曹コース」と法科大学院とのシームレスな接続である。実用に耐える法律学を身につけるのに、短期集中の学修で事足りるとの幻想は、抱くべきではない。社会の実相と時代の方向をみすえ、具体的紛争の実態によりそい、国民の一般意思の成果としての法律をそこに適用し、具体的に妥当な解決を導く能力は、むしろ、長期の教育プロセスを経ることなしには会得されえないものと知らねばならない。したがって、法曹養成教育は、社会的関心に富む若者が、紛争の法的解決の重要性に早い段階で気づき、みずからがその担い手たらんとする意欲に満ちて、法律学にとりくむことで、初めて成り立つものといえる。そうであるからには、法学部と法科大学院のシームレスな接続は、もともと、法科大学院制度にとっての課題であったに違いないのである。幸い、関西大学法学部に「法曹プログラム」が設営され、法科大学院教員の関与も許されてきたことは、このたびの「法曹コース」の設置運営にも、確かな基礎を与えるであろう。法曹コースに集う志高き若者がその未来を思い描くことのできる道筋を提供するため、関西大学法科大学院は、苦境に立ち向かい、自己改革の歩みを続けていくものである。

その自己改革の取り組みの正確な点検・評価が、さらに次の自己改革につながるよう努める決意を、ここに表明する。

法務研究科長 下村 正明

<本章>

## 1 理念・目的及び教育目標

### 【現状の説明】

**1-1 理念・目的及び教育目標が設定され、かつ、学則等に定められているか**については、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第2条は、関西大学の法曹養成の伝統と学是（教育理念）である「学の実化」を踏まえ、その設置目的を、「理論と実務を架橋する高度の法学専門教育により、法曹としての基本的資質を培い、職業的倫理観と豊かな人間性を備えた創造力をもつ法曹を養成すること」と定めており、この理念に基づき、教育目標を「理論と実務とのバランスを取る専門性と、優れた人権感覚をもつ人間性、また日々生起する新たな問題に対して適切に対処できる創造性」の3つの特性を兼ね備えた法曹を養成することであると設定している。

3つの特性について敷衍すれば、①プロフェッショナル・ロイヤーとして、理論的基盤と実務的応用能力の双方を備えたバランスのとれた専門家としての法律家を養成することであり、②ヒューマニタリアン・ロイヤーとして、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識に裏打ちされた、人権感覚に優れ、民主主義と個人尊重の価値の実現を目指す法律家を養成することであり、③クリエイティブ・ロイヤーとして、複雑化・多様化する現代社会で日々生起する新たな問題に対処する法創造・法適用のできる法律家を養成すること、である。

**1-2 理念・目的及び教育目標は、法科大学院制度の目的に適っているか**については、上記の理念・目的及び教育目標は、法科大学院の教育と司法試験等の連携に関する法律（以下、「連携法」という）第1条の定める法科大学院制度の目的である「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資する」との視点からも、法科大学院としてふさわしいものといえる。

**1-3 理念・目的及び教育目標は、教職員や学生等の学内の構成員に周知しているか**については、教員が本法科大学院の教育理念・目的及び教育目標を十分理解するように教授会において法科大学院要覧、パンフレット及び学生募集要項を配付し、その都度、教育理念等の周知徹底を図っている。加えて、進学説明会等に際しては、再度、この教育理念等について改めて理解を深めるよう法務研究科長から口頭で要請している。学生募集要項及びパンフレットの作成にあたっては、作成段階で全教員が内容を精査することとしてお

り、その過程で教員間の教育理念・目標についての理解も深まっている。

非常勤講師については、法科大学院執行部との懇談の場が設けられており、また、アカデミック・アドバイザーについては、定期的に意見交換の場がもたれており、それらを通じて、法科大学院の理念・目的及び教育目標について共有が図られている。

職員に対しては、担当部局の所属長から法科大学院要覧等に基づき、毎年度当初に理念・目的及び教育目標の周知を図っている。

学生に対しては、新入学生に対する研究科長による挨拶、オリエンテーションや各学年のはじめに行われる履修ガイダンスにおいて、本法科大学院の理念・目的及び教育目標を説明し、本法科大学院の目指す法曹像とそのためのカリキュラムについて理解を深めるよう努めている。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

##### **1－3 理念・目的及び教育目標は、教職員や学生等の学内の構成員に周知しているか**

に関しては、各種の取り組みを通じて、専任教員、非常勤教員、アカデミック・アドバイザー、職員、学生との間で、教育理念・目標についての共有がなされていると評価しうる。

#### 【将来への取り組み・まとめ】

##### **1－3 理念・目的及び教育目標は、教職員や学生等の学内の構成員に周知しているか**

に関して、2018年度受審した認証評価において、教育目標の周知のため、「『教育目標』を、少なくともあらためて法科大学院要覧に掲載するなどの措置をとることが望まれる」との指摘を受けたため、2020年度から法科大学院要覧に「教育過程の編成・実施方針」を掲載している。教育上の理念・目的、教育目標を単なる抽象的なスローガンに終わらせることなく、具体的な法曹像と結びつけて、今後ともあらゆる場で浸透をはかる努力を続ける必要がある。

## 2 教育内容・方法・成果

### (1) 教育課程・教育内容

#### 【現状の説明 2－(1) 教育課程・教育内容】

##### 2－1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を

図っているか)に関して、本法科大学院は、以下のように学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定めている。

#### <学位授与の方針>

法務研究科の掲げる教育理念に則り、高度な専門的知識を有し、高い倫理的責任感を備えた法曹になるにふさわしい能力を修得した者に法務博士の学位を授与する。具体的には、所定の年限以上在学し、本法務研究科がその教育理念を実現するために設定した所定のカリキュラムに則った教育を受け、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目のそれぞれにつき、必要修得単位を含む所定の単位を修得することが学位授与の要件である。また、教育理念をよりよく実現するため、各学年において、定められた必要単位数を修得するとともに、必修科目について定められた GPA 基準を満たすことを進級要件として定めている。

法務研究科は、(1)理論と実務のバランス、(2)優れた人権感覚、(3)新たな問題に対処できる創造性の3つの資質を備えた法曹の養成という教育理念を実現するため、以下の特色あるカリキュラムを提供している。

第一に、法律基本科目では、抽象的な理論教育にとどまらず、常に事例に即した体系的な学識の修得に配慮し、法曹養成のための実践科目としての充実を図るとともに、実務教育への架橋の実現に留意している。第二に、職業的倫理観と豊かな人間性・市民感覚を涵養することを目的とした法曹倫理やリーガルクリニック等の法律実務科目を設置している。第三に、先端的法分野については、多くの科目で入門科目としての講義1を配置し、学生に多様な先端的法分野を学ばせると同時に、講義2(科目によってはさらに講義3)および演習を配置して、学生に当該法分野についてより深い専門的知見を得ることができるよう配慮している。第四に、外国法に関する知見の修得と国際的視野の養成を図るため、中国ビジネス法を専門とする弁護士教員による講義・演習科目のほか、国際契約実務、ビジネス法律英語の講義科目、渉外法律実務の演習科目を設けている。また、国際協力機構(JICA)の協力の下、海外エクスターンシップを行っている。第五に、新たな法的問題又は法と隣接する諸分野に対する幅広い視野に立った洞察力を育成すべく、現代法特殊講義(各テーマ)、法と社会(各テーマ)、の学際分野科目を設けている。

#### イ 教育評価

- (ア) 知識・技能の修得に関しては、授業科目の単位修得状況、総合 GPA の分析、各種の学修行動調査と到達度調査の結果を組み合わせる。
- (イ) グローバルな視点や「考動力」に集約される思考力・判断力・表現力等の能力の評価に関しては、海外エクスターンシップ、インターンシップ、リーガルクリニックなどの法実務系科目における受講状況に基づき、関西大学コンピテンシー調査なども利用しつつ行う。
- (ウ) 主体的に学びに取り組む態度に関しては、授業態度など平常成績の評価に加え各種学生調査の集計によって把握する。

以上の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、法科大学院要覧に掲載されており、新入生に対しては、入学時に配付する法科大学院要覧に基づいて説明を行い、在学生に対しては、履修ガイダンス時の資料に基づいて説明を行っている。

**2-2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。また、それらが法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか**については、以下のとおりである。

- (1) 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の開設

2-1 で述べた学位授与方針に基づく教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を以下のように開設している。

ア 「高度専門職業人たる法曹に必要とされる高度な理論に裏打ちされた実務的・実践的な知識・技能の修得及びそれらを総合的に活用する能力を習得させるための科目群」としては、法律基本科目群と法律実務基礎科目群、そして展開・先端科目群に含まれる知的財産法、経済法、労働法などの先端的法分野に関する各科目や現代法特殊講義として開講されている各科目を挙げることができる。

まず、1年次配当の必修科目である法律基本科目Aとして、公法、民事法、刑事法の実体法について基礎となる学識を修得させるための講義科目を配置し、2・3年次配当の必修科目である法律基本科目Bとして、ケース・スタディを中心とした対話または討論形式の少人数演習によって、法的思考能力・分析能力の徹底した育成と向上を目的とした演習科目を配置している。また、手続法については、春学期に訴訟法に関する基礎を修得させるための講義科目を配置し、秋学期でその具体的問題の解決への適用を目的とした演習科目をそれぞれ配置している。さらに、法律基本科目Cとして、公法・民事法・刑事法・手続法の各法分野についてより進んだ学習をするための科目を選択必修科目として開設して

いる。

法律実務基礎科目としては、まず、民事・刑事の法実務の基礎を学ぶ「民事訴訟実務の基礎」と「刑事訴訟実務の基礎」を履修した上で、選択科目である「リーガル・クリニック」、「国内エクスターンシップ」、「刑事模擬裁判」、「民事訴訟実務演習」において実際の実務に則したノウハウを学び、「公法実務演習」、「公法・刑事法LW&D演習」、「民事法LW&D演習」において法文書作成能力の養成をはかっている。

イ 「グローバルな視野に立って自ら考え、高度な「考動力」を発揮して、複雑・多様化する現代社会における法的問題を自ら発見して解決する能力を養うための科目」として、以下のようなユニークかつ多彩な科目群を設置している。まず、展開・先端科目群として開設されている、「中国ビジネス法講義1～3」、「中国ビジネス法演習」、「国際契約実務論」、「国際経済法」、「涉外法律実務演習」及び「現代法特殊講義」として開設されている「韓国法概論」、基礎法学・隣接科目群に含まれる「比較法」、「Legal Business English」、「法整備支援論」などは、グローバルな法実務に関する基礎知識を提供するものと位置付けることができる。また、基礎科目に含まれる「海外インターンシップ」、「アジア進出企業支援」などは、グローバルな法実務の応用を学ぶための科目と位置付けることができる。

ウ 「高い職業的倫理観のもと、民主主義と個人尊重の価値の実現を目指す法曹を養成するための科目」としては、必修科目である「法曹倫理」のほか、基礎法学・隣接科目群として開設されている、「法哲学・法理論」と「法と社会（各テーマ）」として開講されている「法とメディア」、「少年法」、「検察実務」、「裁判実務」、さらに展開・先端科目に含まれる「国際人権・人道法」を挙げることができる。また、法実務基礎科目に含まれる「リーガル・クリニック」は、無料法律相談に学生が同席し、実習の形態で教育を行うものであり、法科大学院で涵養される職業上の資質・能力・意識・スキルの試行としてだけでなく、学生が直接市民と向き合うことによって、修得した専門知識を社会に還元し、市民のための法曹としての職業意識を涵養する場でもある。

## (2) 教育課程の体系的な編成

(1) でみたように、本法科大学院においては、学位授与方針に従って、各科目が、ア「高度専門職業人たる法曹に必要とされる高度な理論に裏打ちされた実務的・実践的な知識・技能の修得及びそれらを総合的に活用する能力を習得するための科目」、イ「グローバルな視野に立って自ら考え、高度な「考動力」を発揮して、複雑・多様化する現代社会における法的問題を自ら発見して解決する能力を養うための科目」、ウ「高い職業的倫理観のもと、民主主義と個人尊重の価値の実現を目指す法曹を養成するための科目」に編成されており、それぞれが基礎的な法知識の修得とそれを踏まえた応用力の涵養という

観点に貫かれて体系的に整序されている。2017年度には、改めて、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの作成を通じて、各科目の相互関連性、体系性について検証を行ったところである。

### (3) 法曹として備えるべき基本的素養の水準の充足

法律基本科目においては、各担当教員が「共通的な到達目標モデル（第2次案修正案）」の内容を踏まえて授業科目の内容を構成している。また、講義要項（シラバス）において、すべての科目について授業の到達目標を設定し、必要に応じて相互に関連する科目を明記することによって、本法科大学院の教育課程を体系的に履修させ、知識を確実なものとし、法曹として備えるべき基本的素養の水準に達するように配慮している。そのうえで、執行部によるシラバスのチェックなどを通じ、各科目の教育内容が法曹として備えるべき基本的素養を養うに十分な水準に適っているかを不断に検証している。

なお、2018年に受審した認証評価において、コア・カリキュラムを「法曹として備えるべき基本的素養」の水準として採用することを教員間で合意したことを示す客観的資料がないとの指摘をうけたことから、法曹として備えるべき基本的素養の水準としてコアカリキュラムを採用するとともに、改めてコアカリキュラムと授業科目の内容との対応について確認・見直しを行ったうえで科目ごとに作成された「コアカリキュラムと授業との対応表」に沿って講義を構成することについて、2019年10月23日に開催の本研究科教授会において審議・了承された。

## 2-3 授業科目が、法令の定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたりバランスよく開設され、かつ、それぞれの科目群にふさわしい内容となっているか

について、まず、本法科大学院は、平成15年文部科学省告示第53号「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第5条に定める授業科目については全て開設されている。別紙の開設科目一覧を参照されたい。

各科目群の開設単位数は、法律基本科目群73単位（公法系16単位・民事系42単位・刑事系15単位）、法律実務基礎科目群22単位、基礎法学・隣接科目群22単位、展開・先端科目群92単位となっている。

各科目群の授業科目の内容と科目群の内容との整合性

#### ①法律基本科目群

「各科目群の授業科目の内容」に掲げられた法律基本科目に属する各科目の内容が「憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目」という科目群の内容に則したものであることは明らかであろう。

## ②法律実務基礎科目群

「各科目群の授業科目の内容」に掲げられた法律実務基礎科目に属する科目の内容も、「法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目」に則したものととなっている。

## ③基礎法学・隣接科目群

「各科目群の授業科目の内容」に掲げられたように基礎法学・隣接科目群においては、典型的な基礎法学に関する科目である「法哲学」、「比較法」が開設され、隣接科目としては、「法整備支援」、「Legal Business English」のほか、「法と社会」という共通テーマのもとで、2020年度は、「法とメディア」、「少年法」、「検察実務」、「裁判実務」などの多彩な科目が開設されている。

## ④展開・先端科目群

展開・先端科目群は、文部科学省告示において、「先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。」とされている。以上の科目のほとんどは、司法試験の選択科目関連の科目を中心に、先端的な法領域に関する科目となっている。

### **2-4 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切に配慮されているか**

は、以下のとおりである。

修了要件の総単位数は100単位で、その内訳は次のとおりである。

法律基本科目については、1年次配当の法律基本科目Aが26単位、2・3年次配当の法律基本科目Bが30単位で合計56単位であり、これらはすべて必修であり、修了要件総単位数との比率は56%である。法律基本科目Cは選択必修で、7科目14単位の中から4単位以上を修得することが修了要件である。従って、修了要件単位数に占める法律基本科目A～Cの単位数は修了要件総単位数100単位中60単位以上（最大で64単位）であり、比率は最大64%である。

法律実務基礎科目は、必修科目6単位と選択科目8科目16単位の中から6単位以上の合計12単位以上の修得が修了要件であり、修了要件総単位数との比率は12%である。

展開・先端科目については16単位以上の修得が、基礎法学・隣接科目については6単位以上の修得が修了要件である。なお、単位数を合計すると94単位以上となるが、100単位に不足する6単位は、法律基本科目C、法律実務基礎科目の選択科目、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目の中から履修することになる。その際、総修得単位数に占める法律基

本科目の比率が65%を超えることがないよう、特定の科目群から4単位を超えて修了所要単位に算入することはできないとしている。

## 2-5 授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生によ

る履修が系統的かつ段階的に行えるよう適切に配置されているかについては、以下のとおりである。

### (1) 授業科目の適切な配置

法曹に必要な基本的な法律知識を修得することを目標とする法律基本科目については、修了に要する60単位のうち、必修科目は56単位であり、残る4単位は選択必修科目から修得することとなっている。これは、法曹となるうえでの基盤となる知識を修得する科目群であり、自由度が低いのもやむをえないといえる。

法律実務基礎科目については、修了に必要な12単位のうち必修科目は6単位であり、残りは個々の学生が将来的に目標とする実務家像に合わせてある程度まで自由に科目を選択することを可能としている。

基礎法学・隣接科目の修了に要する6単位及び展開・先端科目の修了に要する16単位については、全て選択科目となっており、学生が自由に自己の関心を持つ分野について幅広く知見を深めることを可能にしている。

### (2) 授業科目の系統的・段階的な履修の確保

以下のように、各科目に配当年次を定め、必要に応じて開講学期を指定するとともに、科目群ごとに系統的・段階的な履修を促すように科目の履修年次に配慮している。

○法律基本科目 公法、民事法、刑事法の実体法については、体系的な学識の修得及び基本的な事例研究による基本的知識の確認を目的とする法律基本科目Aを必修として置き、2年次生及び法学既修者に対しては、基本的知識・理解を段階的に深化させるとともに、特に対話方式の少人数演習科目を通じて、法曹として要求される法的思考能力・分析能力の育成と向上を目的とする法律基本科目Bを設置している。

なお、民法については、学習範囲が広く段階的学習がより強く求められることから、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」を2年次の春学期と秋学期に、「民法演習Ⅲ」を3年次にそれぞれ配置している。両訴訟法については、講義科目を2年次の春学期に、演習科目を秋学期に配置して、段階的学習に配慮している。

民事訴訟法、刑事訴訟法及び行政救済法については、実体法の基礎知識が十分でない1年次に配置することは段階的学習という観点から問題のあること、及び、これらの科目については法学既修者の学力が必ずしも十分ではないことから、配当年次を2年次としてい

る。

3年次配当の法律基本科目は、前述した「民法演習Ⅲ」のほか、選択必修科目の法律基本科目Cとして開設している総合演習科目と発展講義科目がある。「公法総合演習」は、行政訴訟の運用について、実務と理論とを総合して実践的に学ぶ科目であり、「民事法総合演習」と「刑事法総合演習」は、実体法と手続法を総合した演習科目である。実務との架橋を強く意識して、すべての総合演習において実務家教員が参加・担当している。「民事訴訟法発展講義」、「会社法発展講義」及び「民法発展講義」は、実務を意識した複合的な論点からなる複雑な事案を解決する能力を養うことを目的として対話形式で行われる授業科目であり、段階的学習の観点から3年次配当科目としている。

○法律実務基礎科目 法実務に関する科目については、民事訴訟における争点整理と事実認定についての基礎的な知識の習得を目的とする講義科目の「民事訴訟実務の基礎」を2年次の必修科目として配置し、「民事訴訟実務演習」を3年次の選択科目として配置して、段階的学習に配慮している。

○展開・先端科目 展開・先端科目については、先端的法分野の専門的知見を段階的・系統的に学習してより深い専門的知見を修得することができるよう、多くの科目で入門科目としての「講義1」を配置して2年次での履修を可能とし、「講義2」及び「演習」を3年次に配当している。

なお、2017年度よりカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを作成し、学生による履修が系統的かつ段階的に行えるよう配慮している。

**2-6 授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか**については、本法科大学院の各授業科目の内容は、法科大学院制度の理念を尊重し、これに反して、司法試験受験対策に過度に偏重することのないよう配慮して設定されているといえる。具体的には、全員参加型公開授業に関する意見交換会等を通じて、司法試験受験対策に偏した授業が認められないことが、折に触れて確認されていること、授業内容の詳細はシラバスの授業計画で記述することとなっており、かつ、学生の授業評価アンケートで、授業内容がシラバスの授業計画に即しているかが質問項目となっていることなどを通じて授業科目の内容が常に集団的・組織的な検証の対象となっていることをあげることができる。授業において司法試験問題を扱う科目もあるが、短答式問題を知識確認のための小テストとして使用するもの、授業で扱う法的問題を議論するために、当該問題に関する論点を含んだ論文式問題を学習の素材として使用するものであって、いわゆる答案練習や試験問題の解説を目的としたものではない。

なお、シラバスの内容が法科大学院制度の理念に反するようなものとなっているような懸念の生じないよう、執行部がシラバスの内容を点検し、必要に応じて、担当者に改善を求めることもある。

**2-7 産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けているか。その際、(1)以外の者が過半数であるか(「専門院」第6条の2)。**については、教育過程連携協議会にあたるものとして、2019年度より「法務研究科アドバイザー・ボード」を設置した。規定上、その構成員は以下のように定められている。

(1) 学長又は当該法科大学院の長が指名する教員その他の職員

(2) 法曹又は当該職業分野に関連する団体(職能団体、事業者団体、当該分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等)のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、法実務に関し豊富な経験を有する者

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者(ただし、教育の特性により適当でない場合は置くことを要さない。)

(4) 当該法科大学院が置かれる大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該法科大学院の長が必要と認める者

現在のアドバイザー・ボードは、別紙のような構成となっており、「学長又は当該法科大学院の長が指名する教員その他の職員」以外が、全体の過半数を占めている。

**2-8 法曹又は当該職業分野を取り巻く状況に配慮しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編成しているか。(「専門院」第6条第2項)**

アドバイザー・ボードにおいては、法科大学院側からの司法試験結果等の報告に基づき、法科大学院教育のあり方についての提案を受けており、今後、教育過程の編成にも活かしていく予定である。

**2-9 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか**については、授業内容を常に事例に即した体系的な学識の修得に配慮することとし、かつ、実務家教員が実務関連科目のみならず、法律基本科目(「民事訴訟法演習」「公法総合演習」「刑事法総合演習」「民法法総合演習」)の授業を一部担当するだけでなく、教材の作成にも参加することによって、実務的論点も加えて法曹養成のための実践科目としての充実と、実務的教育への架橋の実現に特に留意して

いる。また、法律実務基礎科目については、前述したように、実務教育の導入部分として、民事の要件事実論を扱う講義科目「民事訴訟実務の基礎」を2年次に配当し、理論教育科目である法律基本科目と並行履修させ、早い段階で教育の実をあげられるよう配慮した。また、法学未修者も訴訟法の授業に対応できるように、1年次配当の訴訟法関係科目として、実務家教員が担当する「法と社会（裁判実務）」も設置している。なお、「刑事訴訟実務の基礎」については、2年次の「刑事訴訟法」（講義及び演習）を履修していることが望ましいため3年次春学期に配当している。

**2-10 法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているか**については、法律実務基礎科目の必修科目として、「法曹倫理」「民事訴訟実務の基礎」（2年次配当）及び「刑事訴訟実務の基礎」（3年次配当）の各2単位3科目を設置している。

**2-11 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目が開設されているか**については、法律情報の調査、収集の基本的な考え方や方法論を学び、法律鑑定文書や依頼者への報告書、補助職への指示書の作成技能や法廷における口頭での論述技術を実習して修得することを目的とする「公法・刑事法LW&D演習」及び報告メモ、鑑定書、内容証明郵便、訴状、答弁書、準備書面、契約書、和解条項などの法律関係文書の作成を実習して修得することを目的とする「民事法LW&D演習」を各2単位科目として開設している。

なお、コンピュータによる法情報検索について、入学後のオリエンテーション期間中に初歩を教えただけで、授業において判例や判例解説、論文などの検索をさせており、法律文書の作成については、「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「民事訴訟実務演習」「刑事模擬裁判」「リーガル・クリニック」「国内エクスターンシップ」などにおいても、実習と指導が行われている。

ただし、2018年に受審した認証評価において、「公法・刑事法LW&D演習」が、法情報調査の基本的知識及び技能を十分に修得できる内容とは認められないこと、法情報調査についても、その他の科目で採りあげられている事実は確認できず、その程度は入学時オリエンテーションにおける初歩的なガイダンスにとどまっていると評価せざるを得ないと指摘され改善が求められている。今後、カリキュラムの見直しにおいて法情報教育の組み込みも課題となる。

**2-12 法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）が開設されているか**については、法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目である、「民事訴訟実務演習」「刑事模擬裁判」「リーガル・クリニック」「国内エクスターンシップ」（各2単位）を選択科目として配置している。

また、**2-13 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それらが臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制の下で指導が行われているか**については、「リーガル・クリニック」においては、1クラス3名以内の学生に対し、1名の専任教員または非常勤講師が、法律相談及びその検討授業の指導にあたるという体制を組んでいる。担当教員は、現役の弁護士で、素材は、現実に法律紛争や法律上の悩みを抱え、法律相談に訪れる市民の生の法律相談事案である。「国内エクスターンシップ」においては、2～3名ずつ複数回に分けて学生を派遣する体制をとっている。派遣先は、2018年度からは大阪弁護士会との協定（2013年締結）に基づき弁護士会から紹介された弁護士事務所に派遣している。

派遣先法律事務所においては、法律相談はもちろん、法廷活動や各種書面の起案などをつぶさに見て、体験して、指導を受けることができるようになっている。「海外エクスターンシップ」においては、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）ハノイ法支援事務所において、長期専門家から、日本国の開発援助と法支援、ベトナムでの法支援の実情、ベトナム法の特徴につき指導を受ける。また、ベトナムの裁判制度を学び、ハノイ国立大学における日本法教育の現場に参加するとともに、法や制度につき日本法制度との比較を行ってきた。

上記の派遣プログラムは、JICAの受け入れ体制の事情により、2017年度は派遣を見送ったが、2018年度はJICAとの調整により、ベトナムへ派遣し、2019年度はラオスに派遣した（2020年度については新型コロナウイルス感染拡大のため中止した）。認証評価においても、「海外エクスターンシップ」の取り組みは「特色ある取り組み」として高く評価されており「継続的な取り組みがなされることが今後の課題といえる」と指摘されており、今後も継続させることが期待される。

「リーガル・クリニック」の成績評価は、専任教員または非常勤講師である担当弁護士自身が行う。「国内エクスターンシップ」の成績評価は、実務研修の内容を重視し（50%）、それに指導担当弁護士による評価（30%）と第15回目授業における報告及び意見交換の内

容を加味して専任教員が評価する。「海外エクスターンシップ」の成績評価は専任教員が担当し、現地の長期専門家から学生の評価にかかわるデータの提供を受けたうえ、学習内容の評価（70%）とレポート（30%）で評価する。いずれも臨床実務教育にふさわしい内容を有しており、「リーガル・クリニック」、「国内エクスターンシップ」については、実務家専任教員が取りまとめを担当し、「海外エクスターンシップ」については法整備支援に精通している実務家専任教員が取りまとめを担当しており、その運営において明確な責任体制がとられている。

**2-14 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学内の規則で整えられ、かつ、学生に対して適切な指導が行われているか**については、「リーガル・クリニック」、「国内エクスターンシップ」及び「海外エクスターンシップ」の受講にあたっては、まず、守秘義務遵守の重要性をあらかじめ十分に周知させている。さらに、受講の直前に説明会を開催し、諸々の注意点とあわせ、改めて守秘義務の周知徹底をはかる。その際、守秘義務に違反する行為を行わない旨、及び万一これに違反した場合には「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」等による厳しい処分を受けても異議がない旨の誓約書に署名・押印のうえ提出させている。具体的には、「リーガル・クリニック及びエクスターンシップ受講上の遵守事項内規」を定めて、守秘義務に違反する行為は、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第51条に違反する行為で、懲戒処分の対象となる旨を明記している。なお法科大学院生教育研究賠償責任保険へは受講生全員が加入している。

**2-15 各授業科目の単位数が、授業の方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、適切に設定されているか**、**2-16 1年間の授業期間が定期試験等の期間を含め、原則として35週にわたるものとして適切に設定されているか**及び**2-17 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行われているか**に関して、まず、本法科大学院の授業科目の単位数については、授業方法、教育効果及び授業時間外に必要な学習などを考慮して設定されている。具体的には、大学設置基準第21条、第22条及び第23条の規定に則り、週1回15週90分を2単位としている。「リーガル・クリニック」については1回の事前説明を行った後、実際に法律相談の実習を行い、その後カルテの作成と講評を行う。この実習とカルテ作成・講評の組み合わせを7回（計14回）実施する。また「国内エクスターンシップ」はまず1回の研修配属前の説明と書類作成を行った後、指導担当弁護士事務所での研修を行い（2回～13回）、14回で実務研修の結果をまとめ報

告書を仕上げ提出し、15回は報告及び意見交換会としている。休講があった場合には、土曜日（授業振替日を除く）または補講期間に必ず補講を行うようしており、このことは厳格に遵守されている。

春学期・秋学期の授業期間は、それぞれ15週にわたり、試験期間はそれとは別に2週間の期間を設けている。補講期間を合わせると、1年間の授業期間は概ね35週にわたるものとして設定されている。

なお、2018年に受審した認証評価において、一部の科目において「第15回講義で最終試験が行われていることが確認でき、15回分の講義が確保されておらず問題である」との指摘を受けた。この点については、2019年度より15回分の講義を確保するよう授業計画を改めている。

**2-18 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として3年、93単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか**については、課程修了の要件として、標準修業年限を3年とし、修了所要単位を100単位以上としている。ただし、法学既修者については修業年限を1年短縮し、修了所要単位を74単位以上としている。これらは、いずれも法令上の基準に従っている。

**2-19 学生が各年次において履修科目として1年間に登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（標準36単位）に従って適切に設定されているか**については、1、2年次は36単位、3年次は44単位を履修科目として登録することができる単位数の上限としており、いずれも法令上の基準に従っている。

**2-20 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則30単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか**については、他の大学院において修得した単位は、本研究科が教育上有益と認めるときは、37単位を上限として本研究科において修得したものとみなすことができるものとしており、法令上の基準に従っている。

また、本法務研究科が教育上有益と認めるときは、本法務研究科に入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本法務研究科に設

置する科目に相当すると認められるときは、37 単位を上限として本法務研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとしている。ただし、学生が入学後に他の大学院（外国の大学院またはその通信教育を含む）で修得した単位で本法務研究科において修得したものとみなす単位数とあわせて 37 単位を超えることはできない。

**2-21 在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（1年以内）に従って設定され、適切な基準及び方法によって、その認定が行われているか**については、2-18 に記載した入学前に修得した単位のみなし認定により、法律基本科目 A の 26 単位が認定される場合、修業年限を 1 年短縮することができる、と定められており、法令上の基準に従うものである。

**2-22 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準に基づいて適切に設定されているか**については、入学試験時に行う法律科目試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者は、その成績に応じて、第 1 年次配当の必修科目を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる、と定められている。法学既修者について、短縮される修業年限は 1 年であり、修得したものとみなされる単位数は法律基本科目 A の 26 単位を上限としており、法令上の基準に従っている。

#### 【点検・評価（長所と問題点） 2-（1）教育課程・教育内容】

**2-3 授業科目が、法令の定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたりバランスよく開設され、かつ、それぞれの科目群にふさわしい内容となっているか**に関して、本法科大学院の各科目は、法律学の基本的知識と法実務の基本的知識の修得をはかりつつ、学生が自らの興味・関心に従って多様な先端的な法分野の知識を得るという観点からみておおむねバランスのとれたものと評価できる。過去の認証評価や自己点検・評価活動を通じて、各科目と科目群の性格との整合性についても検証が加えられ、科目の分類の変更や科目の性格の明確化がなされてきた。とりわけ、「法と社会（各テーマ）」及び「現代法特殊講義（各テーマ）」は、柔軟性のある枠組みを活かして特色ある科目の設定を可能とする一方で、各科目の性格付けが不明確になるおそれもある。実際、2018 年度の自己点検・評価活動の結果、「現代法特殊講義（憲法訴訟）」

を法律基本科目に移行するなどの措置をとったこともある。

なお、2018年に受審した認証評価においては、科目の分類について以下のような指摘がなされた。

「①展開・先端科目に分類されている「行政統制システム論」「経済刑法」は、その内容と到達目標において、実質的に法律基本科目の内容に止まるため、展開・先端科目群にふさわしい内容への改善が望まれる。

さらに、②基礎法学・隣接科目に分類されている「法と社会(検察実務)」は、刑事事件を題材に、検察官の職務や検察官の視点からの刑事訴訟法の解釈・運用を取り扱っており、実質的には法律実務基礎科目に分類すべきである。なお、「法と社会(裁判実務)」は、年度によっては実質的に民事訴訟法を取り扱っていると評価できるものもあり、今後は講義内容の構成に細心の注意を払うことが望まれる。」

(1) このうち、「経済刑法」は、シラバス上、「企業活動と経済取引に関する犯罪について、法律上の問題点、捜査法上の問題点について、具体的な事例や裁判例を用いて、講義形式・対話方式で行う。」ものとされており、展開・先端科目にふさわしい内容となっていると評価できる。

(2) 他方、「法と社会(検察実務)」については、内容が法律基本科目としての性格もっている点の指摘も受けており、その内容を基礎法学・隣接科目にふさわしいものに改める必要がある。

(3) 「法と社会(裁判実務)」については、内容が法律基本科目に近いとの評価も受けているが、むしろ科目の位置づけとしては法律実務基礎科目としての性格ももっているようでもあり、科目の性格の明確化と分類の見直しを行っていく必要がある。

**2-4 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切に配慮されているか**に関して、カリキュラムを改正して2008年度の認証評価で指摘された問題を改善し、2013年度の認証評価においても、概ね適切であるとの評価を得た。ただし、選択必修科目（法律基本科目C）の履修如何によっては、修了要件総単位数に占める法律基本科目の単位数の割合が65%以上となることから、履修制度上65%を超えないように改善する必要があることが指摘された。そこで、2018年度の学則改正により、法律基本科目の単位数が60単位とされ、修了要件総単位数に占める法律基本科目の比率は60%となった。

**2-5 授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生によ**

**る履修が系統的かつ段階的に行えるよう適切に配置されているか**については、以下のよう  
な課題の指摘がある。

(1) 2018年受審の認証評価において、「前回の法科大学院認証評価時において、2年次に必修科目が集中することを指摘していたところ、執行部会及び教授会でなお検討中とされており、引き続き改善に向けた取組みが期待される」と指摘されていた。この点については、2年次に必修科目を集中させる必要性もあり、カリキュラム上の抜本的な改善は困難ではあるものの、進級要件の厳格化に伴い、2年次で法律基本科目の知識を修得することができない場合は原級留置となることから、この点に関してはある程度改善されているといえる。

(2) また、認証評価においては、「商法」について、「選択必修科目となっており、この科目を学生が選択しない場合、商法の基礎知識の修得なく演習形式へ進むことに繋がるため、体系的な教育課程の編成、学生の系統的・段階的な履修に問題が生じる」こと、「商法」を選択しない場合、手形・小切手法の基礎知識の修得に問題が生じること」から、カリキュラムの早急な改善が必要であるとの指摘を受けた。この点については、2020年度より「商法」については科目を廃止したうえで、既存の1年次配当必修科目である「会社法」（4単位）を「商法」（4単位）に名称を変更し、その授業内容を現行の「会社法」及び「商法」で取扱っている内容を網羅した商法全般を取扱う内容とすることとした。

**【将来への取り組み・まとめ 2-（1）教育課程・教育内容】**

**2-3 授業科目が、法令の定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたりバランスよく開設され、かつ、それぞれの科目群にふさわしい内容となっているか**について、

2018年に受審した認証評価においてその性格付けについて指摘があった「行政統制システム」、「現代法特殊講義（経済刑法）」、「法と社会（検察実務）」、「法と社会（裁判実務）」についても科目の性格付けを明確にするとともに、授業内容に即した適切な分類がなされる必要がある。今後、法学部に設置された法曹コース出身の学生の受け入れが本格化し、司法試験の在学中受験が可能となるなどの制度変更に対応して、現在のカリキュラムを相当程度改編する必要が生ずる。その際にも、各科目の性格付けに即した分類とバランスのとれた配置にも意を用いる必要がある。

#### 2-4 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・

先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切に配慮されているか」に関して、学則改正により、2018年度以降の入学生については、履修制度上、法律基本科目の比率が60%を超えないこととなり問題点は解消された。今後のカリキュラム改編にあたっては、法律基本科目の比重が過度なものとならないようバランスのとれた履修のための配慮を怠らないようにする必要がある。

#### 2-5 授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生によ

る履修が系統的かつ段階的に行えるよう適切に配置されているか」についても、これまでのカリキュラム改正を通じて問題点は解消されつつあるといえる。ただし、2013年度の認証評価で指摘された2年次に必修科目を集中させることの問題点や個々の授業科目が分類に適したものとなっているかについては、今後も、教授会、執行部により検討を重ね、自己点検・評価活動の過程で検証を加えていく必要がある。

### (2) 教育方法

#### 【現状の説明 2-(2) 教育方法】

#### 2-23 履修指導に関する体制が整備され、かつ、法学未修者と法学既修者それぞれに

応じた指導が効果的に行われているか」に関して、入学前指導と入学後のガイダンスを通じて履修指導が行われている。入学前指導としては、S日程入試及びA日程入試の合格者に対して実施しているが、2012年度から、事前指導としての実があがるように内容を見直すとともに、実施回数を減らした。

具体的には、S日程合格者については8月末に、A日程合格者については9月末に、それぞれ入学までの一般的な学習指導とティーチング・アシスタントの紹介を行った上で、各人の勉学状況・学習到達度を確認して、入学までの勉学計画などの学習指導と相談を行っている。入学直前の3月頃には、B日程の合格者も含めて、実務家教員の引率による裁判所見学を実施している（いずれも参加は任意である）。

新入生に対する履修に関するガイダンスは、入学後のオリエンテーション期間中に行い、望ましい科目履修のあり方等について説明を行っている。在学生については、年度始めに先立ち履修指導が行われる。これらのガイダンスにおいて、法律実務基礎科目である「リーガル・クリニック」、「国内エクスターンシップ」、「海外エクスターンシップ」についても、当該科目の責任担当者が説明を行い、履修を推奨する指導を行っている。

## 2-24 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備さ

れ、学習支援が効果的に行われているか)に関して、各教員が授業1コマ分の時間(90分)を2回に分け、授業時間帯のいずれかにオフィス・アワーとして設定し、かつ1回は必ず18時以降に設定するなど、学生の利便性を高め、質問や学習相談に対応している。さらに、全ての専任教員が電子メールによる質問を受け付けている。

学習指導や相談をより効果的に行うため、2008年度から、学生をクラスに分けて(1年次生は1クラス、2・3年次生は授業のクラス単位)担任教員を配置するクラス担任制をとっている。成績不良者については、クラス担任が個別に該当者を呼び出して学習指導と相談を行っている。なお、クラスに属さない残留者については、執行部が対応している。さらに、2013年度より、定期試験後、すみやかに添削した答案を学生に返却することとし、試験結果を学習改善につなげられるように制度改革を行った。これは、定期試験における自らの答案を素材として、履修科目についての理解度を確認したうえで、成績発表後に開かれる「成績に関するオフィス・アワー」において担当教員からのアドバイスを受けることを可能にするものである。

また、1年次生のなかで学習に困難を抱える学生が少なくないことから、必修科目授業時間直後の時間を当該科目のオフィス・アワーとし、受講生が教室内で復習しつつ担当教員にも質問できる環境を整えた。

## 2-25 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制

が整備され、学習支援が適切に行われているか)に関して、若手弁護士であるアカデミック・アドバイザーが、必修の法律基本科目について、法的文書作成能力の養成(3年次生・修了生)あるいは正規授業を補完する補習授業(1年次生・2年次生)を目的として行う「特別演習」により学習支援を行い、クラス担任制と連動させた「メンター制」を導入して相談体制の充実を図っている。「メンター」は、原則として、上記のアカデミック・アドバイザーの一部が担当しており、入学段階から司法試験合格に向けての学習計画の策定をアドバイスし、学生生活全般についての相談相手となるものである。また、大学院博士後期課程修了の院生と本法科大学院の修了者で人物・成績ともに優秀な者(司法試験の合格発表後は、司法試験に合格した者)からティーチング・アシスタントを採用し、学生からの質問・相談などに応じる学習支援を行っている。また、大阪大学との連携の一環として、2017年度より大阪大学法科大学院の学生・修了生にティーチング・アシスタントを委嘱している。

## 2-26 正課外の学習支援が、過度に司法試験受験対策に偏する内容となり、法科大学

**院制度の理念に反するものとなっていないか**に関して、まず、正課外の学習支援である「特別演習」の実施計画、担当者のリクルートについては、「教育推進委員会」の下で法科大学院の専任教員・特任教員がとりまとめ役となるという体制がとられており、「特別演習」の内容は教授会でも報告され、全教員により共有されている。また、「特別演習」を担当するアカデミック・アドバイザーと法科大学院の教員との間で定期的に意見交換会が開かれており、逐次、その授業内容についての検討が行われている。

1・2年次生を対象とする「特別演習」については、授業補完として位置付けられており、司法試験受験対策に偏するものとはなっていない。

3年次生・修了生対象の「特別演習」のうち、科目別の講座は、各法分野の基本的事項について理解させることに重点を置いており、司法試験受験対策に偏するものとはいえない。「特別演習」のうち、司法試験の過去問を素材とする講座についても、あくまでも基本的な法的論点についての知識の確認と文章表現能力の養成が主たる目的であって、過度な受験対策とはいえない。

この点については、2008年度の認証評価において、「答案練習会を行う受験指導に偏したものとなるおそれがないとは言えない」と指摘されていたことを受け、上記の意見交換会において、「特別演習」が過度に司法試験の受験対策に偏することのないよう、教員側がチェックする体制がとられている。

## 2-27 法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえた授業の内容、方法及び1

**年間の授業計画が、学生に対しシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか**に関し

て、当該年度に法科大学院で開講されるすべての講義・演習等について、授業概要・到達目標、授業計画（4単位科目は30回分、2単位科目は15回分、1単位科目は8回分）、成績評価の方法・基準、全科目共通の欠席の取り扱い、教科書、参考書、及び担任者からの個別の指示・連絡事項を記載する備考の各項目を関西大学シラバスシステムで公開している。これに加えて、新入学生に対してはシラバスを配付している。

## 2-28 授業がシラバス等に従って適切に実施されているか

に関して、学生による授業評価アンケートの質問項目となっており、アンケート結果から、授業がシラバスに従って適切に実施されていることを確認する体制が整備されている。なお、アンケート結果は、教員による改善策を含めたコメントを付して、学期ごとに「関西大学法科大学院FD活動報告書」として冊子体にまとめられ、ロー・ライブラリーにて公表されている。

なお、2018 年受審の認証評価において、法情報教育の実施とかかわって、「公法・刑事法 LW&D 演習」において、「シラバスには第 1 回及び第 2 回の講義内容が『法情報調査等』と記載されているにもかかわらず、実際には刑事訴訟法の問題演習が行われている」点が指摘されている。いまいちど担当者にシラバスどおりに法情報調査についての講義内容を行うよう求める必要がある。

**2-29 授業科目に応じて、双方向・多方向の討論や質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか**に関して、演習科目では当然のことながら質疑応答を中心とした双方向または多方向の討論（ディベート形式も取り入れた）が行われているが（こうした授業形式に適した馬蹄形の教室も設けている）、講義科目についても、できるだけ質疑応答形式による授業を行うよう心がけている。また、定期的に教員同士による授業参観を行うことで、授業方法のさらなる改善が行われるよう配慮している。なかでも、年間に 1 度、原則として全教員参加の参観授業を行い、終了後は 2 度にわたって意見交換を行い、授業方法の改善策を全教員で共有している。

**2-30 授業方法が過度に司法試験受験対策に偏したものとなり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか**に関して、受験対策を目的とした授業が法科大学院の制度趣旨に反して許されないことは、これまで、教授会後の全員参加型公開授業後の意見交換会の場でも度々確認されてきたところであり、全教員が十分に認識している。前述したように、各回の授業内容はシラバスの授業計画に記載しなければならないこと、授業内容がシラバスに即しているかは授業評価アンケートの質問項目であること、FD 活動における他の教員による定期的な授業参観が行われていることから、受験対策への偏重は防がれていると考える。

**2-31 効果的な学修のために、1 つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本としているか**については、必修の法律基本科目のうち、講義科目である法律基本科目 A 及び法律基本科目 B は原則として 2 クラス編成とし、演習科目である法律基本科目 B は 1 学年 4 クラスとし、いずれのクラスも最大限 20 名（再履修者も含む）として、適正な学生数で編成するように努めてきた。法律実務基礎科目の必修科目は、3 クラス編成とし、履修者数は 1 クラス最大で 16 名である。

**2-32 法律基本科目については、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数が**

**法令上の基準（標準 50 名）に従って適切に設定されているか**については、学生数の設定状況は次のとおりである。2020 年度春学期における 1 クラスの学生数は、1 年次配当の法律基本科目 A に属する講義科目は、10 名から 15 名の範囲内に、法律基本科目 B 及び法律基本科目 C に属する各演習科目は、最大限 11 名の範囲におさまっている。2020 年度は、入学者の増加により「行政救済法」の受講者数が 31 名となったが、法律基本科目についての設置基準上の要件（概ね 50 人程度）は充たしている。

**2-33 個別的指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）**

**については、それにふさわしい学生数が設定されているか**に関して、「リーガル・クリニック」においては、1 クラス 3 名以内の学生に対して、1 名の教員（弁護士資格を有する非常勤講師）がクラス担当となっている。法律相談を行う場合にはもちろん、法律相談の検討を行う授業においても、必ず当該教員が同席して指導するという体制をとっており、各学生に対するきめこまかな教育上の配慮を行い、教育効果をつぶさに見ることができるようになっている。「国内エクスターンシップ」については、2～3 名の学生を複数回に分けて派遣する体制になっており、指導担当弁護士の法律実務の処理をつぶさに見たうえで、その指導を受けることができる。

**2-34 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学**

**生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか**に関して、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」において、開設科目、配当年次、単位数等とともに、修了要件が規定され、入学式後に行われる入学者対象の履修ガイダンスにおいても、カリキュラムの概要と修了要件、成績評価等の説明が行われている。また、各科目の評点は、S：90 点以上、A+：89～85 点、A：84 点～80 点、B+：79 点～75 点、B：74 点～70 点、C+：69 点～65 点、C：64 点～60 点、F：59 点以下で、C 以上を合格とする。各科目の成績評価の基準・方法については、講義要項（シラバス）において明示されている。

2008 年度の認証評価の指摘を受け、シラバスに期末試験と平常点とのウェイト付けを可能な限り詳細に明示するよう改善した。

なお、2013 年度の認証評価において、出欠を含めた平常点の取扱いに関する記述内容には、相当程度の差異がみられており、そのなかには法科大学院共通のガイドラインと異なるものも散見され、学生に誤解を生じさせる可能性が否定できない状況にあること、また、出欠の取扱いを含む平常点の採点が授業科目の担当教員に全面的に委ねられていること

不適切性が指摘された。これを受け、シラバスにおいて、全科目共通事項として、「定期試験（又はレポート試験）と平常点との評価割合（例えば、定期試験＝70%、平常点＝30%）を示したうえ、欠席の取扱いについて、『欠席を減点要素とし、5回以上欠席した場合、定期試験及び定期試験に代わる論文試験実施科目は定期試験の受験及び論文の提出を認めず不受験扱いとする、それ以外の科目は単位を認めない。』とすることを教授会において申し合わせ、2016年度シラバスから実行に移した。また、平常点の採点基準についても、全科目共通事項として、シラバスに明示するか、授業開始時に明示することを申し合わせた。また、各科目の平常点の採点の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等の構築については、「教育推進委員会」で検討した結果、2018年度に平常点の取扱いに関する申し合わせを行い、評価フォームを示すなど評価の統一性をはかった。

#### **2-35 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及**

**び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか**については、各科目の成績評価は、明示された基準及び方法に基づき平常点（講義中の質問に対する発言内容、レポート、数回の小テスト等）を考慮しつつ、筆記、論文等の定期試験により総合的に行われている。複数クラス編成が行われている科目については、成績評価の厳格性と公平性を担保するため、担当者の合議により単一の試験を実施し、採点基準も単一のものを設けている。成績評価の客観性を担保するため、採点は学生の氏名を伏して行い、それを事後に名簿と照らし合わせ、平常点を加味して最終的な成績判定を行っており、また、学生からの成績疑義制度も採用している。成績評価の各要素の比率は、定期試験（期末試験）の成績が占める割合を原則として60～70%とすること、科目毎の評点の分布は、80点以上：79点～70点：69点～60点をおよそ2：4：4の比率、F（不合格者）は履修者の2割程度以内とすること（ただし、履修者が少なく、この基準によりがたい場合は、その状況により適宜調整する）について教員間で合意した。現在では、2割を超えて不合格者を出すことも認められているが、各科目の不合格率は学期ごとに教授会において共有され、かつ学生にも開示して、科目間で極端な偏りが生じないように努めている。

なお、2016年度より、10名以上の必修科目の授業においては、相対成績評価を行うこととした。これは、科目による成績評価の偏りをなくすものであり、担当教員が付した素点に基づく序列に従って、A区分（S，A+，A）：B区分（B+，B）：C区分（C+，C，F）＝30%（S＝10%：A+＝10%：A＝10%）：40%（B+＝20%：B＝20%）：30%（C+＝10%：C＝10%：F＝10%）の割合で評点を付するものである。

2-36 単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準及び方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されたうえで、客観的かつ厳格に行われているかについては、本法科大学院は再試験の制度は設けていない。

2-37 学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、追試験を行うなどの相当の措置が講じられているか。また、追試験を行っている場合、あらかじめ明示された客観的かつ厳格な基準に基づいて実施されているかについては、病気その他やむを得ない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった者で、その理由が教授会において正当であると認められた者に対し、追試験を行うことにしており、追試験制度はあらかじめ明示されている。

追試験受験希望者は、「追試験受験願」及びその旨の証明書（医師の診断書等）を提出する。ただし、「平常授業時の試験・成績をもって単位認定する科目」については追試験を行わない。なお、追試験受験者の成績評価基準は、通常の期末試験受験者と同様の成績評価基準により採点することとしている。

2-38 1年次修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置が講じられているか及び2-39 進級制限を行っていない場合は、それに代わる適切な措置が講じられているかについては、2016年度より、1年次終了時において1年次配当の必修科目（法律基本科目A）26単位中、20単位以上の単位を修得し、かつ1年次配当の必修科目（法律基本科目A）のGPAが1.60以上でなければ、2年次配当科目の履修を認めないこととした。法律基本科目の2科目以上について基礎学力が不足している者は、2年次で展開される演習科目の履修に耐えられないと考えるからである。

また、2016年度より、2年次終了時においても進級要件を設定し、2年次配当必修科目を24単位以上修得し、2年次配当必修科目のGPAが1.60以上であり、かつ1年次配当必修科目26単位修得していなければ、3年次配当科目の履修を認めないこととしている。

進級することができなかったときは、当該年次において修得した必修科目（2年次においては1年次配当必修科目を除く）の単位のうち、成績評価がB以下の授業科目の単位は、無効となる。

2-40 授業の内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）を整備し、かつ、実施しているかについては、法科大学院の開設後、直ちに、全学の「FD委員会」とは別に法科大学院独自の「FD委員会」（専任

教員4名によって構成。1名以上の実務家教員を含む)を設置し、全学の「FD委員会」とも連携を図りつつ、公開授業の参観、授業評価アンケートの調査結果資料の作成などのFD活動を行っており、その成果を授業方法の改善等に役立てている。また、「FD委員会」によるFD活動とは別に、民事法系、刑事法系、公法系等の教員間で行われている教材作成や授業方法の進め方についての打ち合わせも教育内容と方法改善に役立っている。

公開授業は、年に2回(春学期と秋学期各1回)、公法系、民事系、刑事系、応用・基礎法学・学際分野の4分野からそれぞれ6～7名の科目担当者(担当者は毎回別の者とし、2年程度で一巡するようにしている)を選んで実施している。同じ分野の教員は原則として参加することとし、また、参加者は書面によって意見を述べることにしているが、各公開授業について2名から5、6名程度の参加実績となっている。公開授業に寄せられた意見及びそれに対する授業担当者のコメントは、授業評価アンケートとともに、「関西大学法科大学院FD活動報告書」として冊子体にまとめられ、教員に配布されるとともに、学生にもロー・ライブラリーにおいて公表されている。なお、公開授業か否かにかかわらず、教員の授業参観はいつでも自由である。

これらの個別の公開授業に加えて、2年に1度、原則として全教員参加の公開授業を行い、終了後は2度にわたって意見交換を行い、教育内容及び教育方法の改善策を全教員で共有することができるようになった。

「FD委員会」の活動は、上記公開授業の参観のほか、学生による授業評価アンケート、司法研修所の授業傍聴見学のための教員派遣等を行っている。

なお、2018年度受審の認証評価において、「コアカリキュラムをシラバスに反映させること及び個々のシラバスがコアカリキュラムに合致しているか否かを検証する制度を客観的な制度として確立するまでには至っていない点及びFD委員会等で継続的に活発な議論を重ねる必要があることは今後の課題である」と指摘されている。前者については、シラバスを執行部でチェックすることである程度達成できているといえるが、教育推進委員会において教育内容について継続的に議論していく必要がある。

**2-41 学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表するとともに、教育の改善につなげる仕組みを整備しているか**については、履修者4名以上の全科目を対象に(必修の法律基本科目については、履修者の数を問わない)、授業内容(2項目)、教授方法(5項目)、授業による成果(3項目)、受講態度(4項目)、課題・学習支援・設備等(2項目)の計16項目についての5段階評価方式と、授業に関する意見、要望、感想などを自由記述する方式の学生による授業評価アンケートを年に2回(春学期と秋学期各1回)実

施している。回収方法は、5段階方式については、回収率を上げるため、授業中に記載して終了時に回収し、自由記述方式は、個人を特定できないように、提出後、事務室にて電子データに変換している。

2018年受審の認証評価においては、学生による授業評価について履修生3名以下の科目についての授業評価の実施についても再検討が求められており、今後、FD委員会において検討される必要がある。

**2-42 FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか**については、学生アンケートの結果に対して、各教員が「今学期の授業で工夫・留意した事項／今年度の授業の分析等」を叙述したうえ、「今後の対応及び改善策等」をまとめた文書を提出することとされており、教育の改善につなげる体制を整えている。公開授業参観者の意見に対しても、担当教員は必ずコメントを提出することとされている。また、執行部と「FD委員会」委員は、非常勤及び兼任教員との懇談会を各学期に開催し、意見を聴取し教育内容・方法の改善の一資料としている。

授業評価アンケートの結果及び授業参観の意見とコメントは、学生用ロー・ライブラリーに備え置き、学生の閲覧に供してきたが、2010年度より冊子体で発行されるようになり、「FD委員会」や「教育推進委員会」における教育方法の改善のための議論の資料としても活用されている。

また、アンケート項目の適切性を随時検討し、質問形式や文言の見直しを図り、より、回答しやすくかつ質問意図が適切に伝わるように改善に努めている。

2015年度からは、大阪大学法科大学院との連携の一環として、公開授業に両法科大学院の教員が相互に参加するなど、大阪大学法科大学院と共同したFD活動が取り組まれている。大阪大学法科大学院で取り組まれているモデル授業には、教員だけでなく本法科大学院の学生も参加しており、後日、モデル授業の参加学生と「FD委員会」との間で意見交換会が実施されている。意見交換会の結果は教授会でも共有されており、学生目から見た教育上の改善点の提案を積極的にとりいれている。

**2-43 教育課程及びその内容、方法の改善を図るに際しては、教育課程連携協議会の意見を勘案しているか。(「専門院」第6条第3項)**については、2019年度より法科大学院アドバイザリー・ボードが設置され、法科大学院の教育のあり方について意見を聴取し、その内容を教授会で共有するとともに、教育のあり方にも活かしていこうとしている。

## 【点検・評価（長所と問題点） 2－（2）教育方法】

**2－24 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか**については、クラス担任制が必ずしも効果的な学習相談・学習支援とはなっていなかったため、メンター制を導入して担任制を補完して、その実質化を図ろうとしている。午後6時からのオフィス・アワーを開設したことも、学生の利便性の向上に資するものといえる。成績不良者との面談については、その後に単位を取得して修了した例や成績がもちなおす例などがみられ、一応の効果がみられる。

1年次生の必修科目授業後のオフィス・アワーは、ほとんどの受講生が参加しており、授業でわからなかった問題について授業直後に質問できる機会を提供する、すぐれた試みとして評価できる。

**2－25 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか**については、2014年よりメンター制度が導入され、学生一人一人にアカデミック・アドバイザーが定期的に面談して学習状況について相談を行う体制がとられ、その結果は教員とアカデミック・アドバイザーとの意見交換会で報告され、学生の状況の共有がはかられている。また、修了生ティーチング・アシスタントや司法試験合格者ティーチング・アシスタントによる学習相談や学習会なども活発に展開されている。

**2－35 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか**については、適正かつ厳格な成績評価が行われていることは、合格率や修了率の数字から明らかである。

先に述べたように2016年度から履修者10名以上のGPA対象科目については、成績を完全に相対評価とすることとし、成績評価のバラツキには大きな改善がみられる。

**2－40 教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）を整備し、かつ、実施しているか**及び**2－42 FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか**については、FD活動の定着により、教育の改善に関する組織的な取り組みが行われるようになったと評価できる。

## 【将来への取り組み・まとめ 2－(2) 教育方法】

**2－24 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか**及び**2－25 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか**

については、オフィス・アワーについて学生の利便性を高め、クラス担任制と連動させたアカデミック・アドバイザーによる「メンター制」を導入して相談体制の充実を図る改革が行われたが、今後も、より効果的な学習支援体制を整えるために努力していく必要がある。ティーチング・アシスタントを配置するうえでの専門分野の充実については、予算の効果的な運用方法も含めて引き続き執行部で検討する。アカデミック・アドバイザーによる「特別演習」については、下位年次の学生のほとんどが利用しているが、上位年次になるほど参加者が減少しており、その原因と対策について、教員とアカデミック・アドバイザーとの意見交換会で話し合われている。

**2－35 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか**については、完全相対評価の導入により教員によるバラツキが解消され大きな改善がみられた。しかし、成績評価をどのように行うかはなお困難な問題であり、今後さらに執行部及び教授会において検討を進めていく必要がある。

**2－40 教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）を整備し、かつ、実施しているか**及び**2－42 FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか**については、授業評価アンケートや公開授業を通じて、教育内容・方法の改善について法科大学院全体で組織的に検討する仕組みはある程度定着したといえるが、さらに強化する必要がある。

### (3) 成果

#### 【現状の説明 2－(3) 成果】

**2－44 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育成果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。**については、以下の点を指摘できる。

(1) 本法科大学院においては、まず自らの教育理念に基づく学位授与方針に従って、カリキュラムを策定しており、各科目の担当者は個々の科目の内容が本法科大学院の教育理

念、将来法曹として備えるべき基本的素養の水準に即したものとなるべきとの認識を共有している。各科目の到達目標、内容、科目の位置付け、授業の方法はシラバスに具体的に明記されており、新年度に向けて毎年、執行部がシラバスの内容をチェックすることで、各科目の内容、水準が法科大学院としてふさわしいものとなっているかを審査する仕組みとなっている。なお、法律基本科目については、授業内容が「共通的な到達目標モデル（第2次案修正案）」と同等か、それ以上の水準となることを確保すべきであることにつき、教授会や「教育推進委員会」において確認している。これを受けて、2014年度より、「共通的な到達目標モデル（第2次案修正案）」と授業各回の対照表を学生に配布することになった。

(2) 本法科大学院では、学生による授業評価アンケートを実施しており、そのアンケートにおいては、授業内容や方法についての調査とともに、「授業を通じて、法的な知識や思考力が高まったか」や「シラバスで示された到達目標に照らして、求められる知識や能力を修得できたか」、「授業内容に対する理解は深まったか」などの項目も調査されており、学生側からみた当該科目の教育効果の測定を行っている。

(3) 客観的な教育効果の指標としては、共通到達度確認試験結果、標準修業年限修了率、司法試験成績を挙げることができ、それぞれの結果は教授会において共有されている。

**教育効果の測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか**については次のとおりである。

2016年度より、科目や担当者による成績評価の偏りをなくすため、成績評価基準を統一するとともに、相対成績評価を導入している。シラバスには授業の到達目標を記載することになっており、この目標の達成度の測定・評価は、小テスト、レポート、定期試験を通じて、各授業担当教員が個々に行うことになっている。科目に複数担当者がいる場合は、科目担当者間で教育効果の評価や分析が行われたり、教授会の場や全員参加型公開授業後の意見交換会などの席で意見交換がなされている。

**2-45 司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握及び分析し、法科大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用しているか**について、本法科大学院は、毎年、司法試験の合格発表があつてから、当該年度を受験者数及び合格者数についてのデータをまとめ、教授会において報告している。また、合格者からの詳細なアンケートを実施し、法科大学院における教育のあり方を省察する手段としている。①共通到達度確認試験結果、②標準修業年限修了者数及び修了率、③司法試験結果は、教授会において示され教員に共有されている。

①2019年度の共通到達度確認試験結果（全国平均との比較）は以下のとおりである。

未修1年次生	関西大学（12名受験）	全受験者
合計得点	118.92	112.64
憲法（50点満点）	31.58	30.22
民法（75点満点）	52.08	47.01
刑法（50点満点）	35.25	35.37

②標準修業年限修了率

2020年3月（2018年既修・2017年未修）	38.5%
2019年3月（2017年既修・2016年未修）	39.3%
2018年3月（2016年既修・2015年未修）	53.9%
2017年3月（2015年既修・2014年未修）	66.7%
2016年3月（2014年既修・2013年未修）	71.4%

③近年の司法試験の合格状況（合格率）と全国平均（予備試験合格者は除く）については、次のとおりである。

	合格率	新修了生合格率
2019年	17.4%（全国平均 29.1%、全国平均の1/2 14.6%）	17.4%
2018年	6.3%（全国平均 24.7%、全国平均の1/2 12.4%）	6.3%
2017年	11.5%（全国平均 22.5%、全国平均の1/2 11.25%）	11.5%
2016年	11.1%（全国平均 20.7%、全国平均の1/2 10.35%）	
2015年	13.8%（全国平均 21.6%、全国平均の1/2 10.80%）	

#### 司法試験の合格状況等の把握・分析が法科大学院の教育理念・目的及び教育目標の達成

に結びついているかについては、司法試験の合格者数・合格率が低迷することは、本学の教育理念・目的を体現する法曹を十分世に送り出せていないことであり、教育目標が達成されているとは言い難い。2012年度において、「教育推進委員会」が、授業内容や教材・レポート課題の在り方などについて改善策を提案するとともに、全教員参加型の公開授業の実施や、教材検討委員会による教材作成ガイドラインの策定・提案、及び既存の教材検討の実施など、理念・教育目標の達成に向けた努力を行っている。

また、2015年度に理事長・学長のもとに設置された「法科大学院改革検証委員会」の検証・検討結果報告書（2016年9月12日付）において、進級要件厳格化を導入した2016年度入学生（既修者コース）が修了後3年を迎える2020年までに、関西の4私立大学（本学、関西学院大学、同志社大学及び立命館大学）の同基準の平均合格率を上回ることを数値目

標として検証を行うこととしている。なお、近年の状況は次のとおり、改善傾向にあり、4 私立大学の平均合格率を指標とする数値基準・達成目標を上回りつつあることが確認できる。

修了後 3 年以内の合格率 (%)

修了年度	修了後 3 年	本学	関西学院	同志社	立命館	4 大学
2016 年度	2019 年	34.6	44.4	34.9	16.2	30.6
2015 年度	2018 年	30.3	17.2	33.3	19.1	24.3
2014 年度	2017 年	26.7	21.4	33.3	24.6	26.9

### 【点検・評価（長所と問題点） 2 - (3) 成果】

**2 - 44 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育成果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか**については、カリキュラムの内容や各科目の内容については、本法科大学院の教育目標、法曹となる者が備えるべき基本的素養の水準に即していると評価しうる。また、各科目の成績評価においては、成績評価基準を明らかにし、相対的成績評価によって科目ごとの成績評価の偏りは少なくなっており、一定の整備は進んだといえる。

教育成果の測定方法として制度的に確立したものとしては、学生による授業評価アンケートを挙げるができる。毎学期のアンケート結果については、教員側からのコメントを付すことが義務づけられており、授業の進め方について教員が振り返り、改善を検討する機会となっている。また、司法試験合格者のアンケートは法科大学院の授業のなかで役立った点、役立たなかった点について回答を求めており、教育効果の成果をある程度反映する材料として機能している。

また、客観的な教育効果の測定方法として、共通到達度確認試験、標準修業年限修了率、司法試験結果があり、情報の共有ははかられてはいるが、組織的な活用方法をはかるためには教育推進委員会の活動が期待される。

**2 - 45 司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握及び分析し、法科大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結びついているか**については、司法試験合格者アンケートや合格者からの聞き取りに基づいて、これまで教育推進委員会

による授業内容や教材・レポート課題に関する改善策や、「教材検討委員会」による教材の適切性や教材仕様の統一化に向けた検討など、改善に向けた取り組みがなされたことを指摘できる。学生からの意見を教育のあり方の工夫と結びつける努力は教員の間では日常的になされているとはいえるが、それが各教員の個人的な努力に委ねられており組織的なものとなっていない点が課題である。

### 【将来への取り組み・まとめ 2－(3) 成果】

**2－44 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育成果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか**については、司法試験合格者や修了生のアンケートに基づいて合格に役立った教育実践の共有が行われる必要があるが、現在までのところ、個々の教員の自発的な努力に委ねられているところが大きい。また、教育成果の達成状況の測定にあたっては、現在行われている授業評価アンケートについての内容の検証・見直しも求められる。そのためにもFD委員会と教育推進委員会との連携を強め、アンケートの質問項目の見直しや教育方法の改善への結びつきなどを含め、法科大学院全体の組織的な教育効果を測定する仕組みの構築について検討することが望まれる。

**2－45 司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握及び分析し、法科大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結びついているか**については、本法科大学院においても、司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者数及び修了率等について常にデータを把握・蓄積して、法科大学院教育の改善に向けて活かしてきたところである。これらの把握・分析を活かして、入学者の法的知識の修得と応用力の向上、そして司法試験合格率の向上にいかに関わりつけるかが、今後の課題である。

この点でも、大阪大学法科大学院との連携を通じて、その先進的な取り組みに学んで教育内容に一層の改革が進められることが期待される。

### 3 教員・教員組織

#### 【現状の説明】

**3-1 専任教員数が、法令上の基準を遵守しているか。**については、以下の通り基準を遵守している。

本法科大学院において授業を担当することができる教員は、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第20条により、専門職大学院設置基準第4条及び第5条、告示第53号に規定する資格に該当する本学の教員（教授及び准教授）である。本学の教員は、専任教員と、所属組織、職務及び期間を限定して任用する教員（教授または准教授）である特別任用教員（以下、特任教員という）の2種類で構成される。本法科大学院に所属する特任教員は、専門職大学院設置基準に定める専任教員に算入できる教員である。

告示第53号第1条第1項により算出され、専攻ごとに置くものとされる専任教員の数は20名であるところ、2020年5月1日現在、専任教員数は20名（研究者教員13名；実務家教員7名；みなし専任教員1名）であり、法令上の基準は遵守されている。

また、告示第53号第1条第2項に従い、すべての専任教員は、法務研究科1専攻に限り専任教員として取り扱われている。

**3-2 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか**については、現在の専任教員20名全てが教授であり、基準を満たしている。

**3-3 専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼任する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであるか。（「専門院」第5条第2項、「告示第53号」第1条第2項）**については、現在の専任教員のうち上記兼任教員に該当する者はいない。

**3-4 専任教員は、専攻分野について、1教育上又は研究上の業績を有する者、2高度の技術・技能を有する者、もしくは、3特に優れた知識及び経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する分野に関し高度の指導能力を備えているか**については、専任教員は、「関西大学教育職員選考規程（就）」及び「法務研究科における任用及び昇任人事の審査手続に関する取扱要領」によって任用されており、専攻分野について研究上の優れた業績をもつ研究者教員と、豊かな実務経験をもつ実務家教員を配置している。

**3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上が5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか**については、告示第53号第2条第1項、第3項及び第4項により、専任教員のおおむね2割以上が、おおむね5年以上の法曹としての実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者でなければならないとされるところ、専任教員20名のうち7名が、5年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有すると認められる実務家教員である。

**3-6 実務家教員中に「みなし専任教員」を置く場合は、その数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであるか。また、教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っているか。(「告示第53号」第2条第2項)**については、以下の通り、いずれも基準を満たしている。

2020年5月1日現在、専任教員数20名のうち、3割以上を占める実務家教員7名中みなし専任教員は1名であり、担当授業科目数は3科目(法学部における1科目含む)である。また、法学部との連携を中心に本法科大学院の運営について責任を担っている。以上から、基準は遵守されている。

**3-7 法律基本科目の各科目について、専任教員が適切に配置されているか**及び**3-8 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか**については、次のようになっている。

まず、本法科大学院における法律基本科目について必要とされる専任教員数は、次のとおりである。

憲法1名;行政法1名;民法1名;商法1名;民事訴訟法1名;刑法1名;刑事訴訟法1名

これに対して、2020年5月1日現在の専任教員の配置は、憲法1名、行政法1名、民法4名、商法2名、民事訴訟法1名、刑法1名、刑事訴訟法2名であり、法律基本科目については、88.3%の科目を専任教員が担当し、基礎法学・隣接科目については、配当科目の42.9%を専任教員が担当し、また、展開・先端科目については、労働法・倒産法・知的財産法・租税法・国際関係法(私法系)について各1名の専任教員を配置し、配当科目の75.7%を専任教員が担当しており、適切である。※知的財産法担当教員は2020年10月1日任用。

**3-9 法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある専任教員が配置されているか**については、法律実務基礎科目については、すべての科目について実務経験がある教員が配置されている。特に主要な科目である「法曹倫理」「民事訴訟実務の基礎」「刑事

訴訟実務の基礎」「刑事模擬裁判」「民事訴訟実務演習」については、専任教員3名（元裁判官3名）、派遣検察官1名、派遣裁判官1名及び非常勤講師2名（弁護士2名）が担当している。

**3-10 専任教員の年齢構成が、教育研究水準の維持・向上及び教育研究活動の活性化**

**を図るうえで支障を来たすような、著しく偏ったものになっていないか**については、専任教員の年齢分布（2020年5月1日現在）は次のとおりである。

31歳から40歳	1名	41歳から45歳	2名
46歳から50歳	1名	51歳から55歳	2名
56歳から60歳	3名	61歳から65歳	6名
66歳から70歳	5名		

なお、平均年齢は、58.1歳である（2020年5月1日現在）。

**3-11 専任教員の男女構成比率について、配慮を行っているか**

については、専任教員20名のうち女性の教員は3名（15.0%）であり、男女構成比率については特に配慮を行っていない。

**3-12 専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか**

については、実務家教員については定年退職等の異動があるときには、その出身母体から適切な後継教員が選ばれる慣行がほぼ確立している。研究者教員については、他大学より適切な人材を招聘するよう努めている。

**3-13 教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が**

**定められ、適切に運用されているか**については、従来は、「関西大学教育職員選考規程（就）」のみに拠って任用等が行われていたが、審査委員会等の手続規定を欠いていたため、2011年に「法務研究科における任用及び昇任人事の審査手続に関する取扱要領」を制定し、手続の整備及び明確化を行い、それ以降はこれに基づいて実施されている。

**3-14 専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営等への貢献及び社会への貢献に**

**ついて、適切に評価する仕組みが整備されているか**については、全学共通の制度として、教育業績及び研究業績に関しては、「関西大学学術情報システム」で公開している。このシステムが本学における教育・研究活動と社会との窓口としての役割をもち、それに

よる社会的な評価を受けることで、本学における教育・研究の質の維持・向上に寄与している。

法科大学院人事においては、教育・研究業績の他、社会貢献、組織内運営への貢献も考慮されている。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

**3-12 専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか**については、これまで法科大学院修了後、法学研究科に進学し、大学教員の職を得た者もあり、弁護士資格を得た後、本学の特別任用教員となったり、非常勤講師として法科大学院教育を担う人材も輩出してきた。

実務家教員の補充についてはその出身母体から適切な後継教員が選ばれる慣行がほぼ確立しているが、研究者教員の補充については、今後とも他大学との間で優秀な人材の確保を巡って競争が行われ、困難が予想される。

#### 【将来への取り組み・まとめ】

**3-12 専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか**については、これまで十分、組織的な対応がなされてきたとはいいがたい。今後は、研究者養成について既存の法学研究科との連携をいかにして図るのか、法学研究科と共同で検討する必要がある。

また、評価の視点3-11において確認できるように、専任教員20名中、50歳以下は4名（うち40歳以下は1名）となっており、専任教員の後継者養成について未だ大きな進捗が見られない以上、年齢に関して中・長期的な教員配置のあり方を踏まえた専任教員の補充を講じる必要がある。

#### 4 学生の受け入れ

##### 【現状の説明】

**4-1 明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表しているか**及び**4-2 学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法（出題の趣旨、配点や採点基準を含む）及び選抜手続を設定し、事前に広く社会に公表しているか**については、次のとおりである。

##### (1) 学生の受け入れ方針について

法科大学院制度の趣旨並びに本法科大学院の理念、目的及び教育目標をふまえて、本法科大学院は、次の3項目を学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）としている。

①学士課程教育を通じて教養と専門的学識を十分に修得していること、②法曹となるための基礎的能力（読解力、理解力、分析力、表現力）を有していることが求められる。法学既修者コースでは、これらに加えて、③法律基本科目についての基本的な知識・能力を有していることが求められる。また、国際化に対応できる法曹や専門知識を持った法曹を養成するため、外国語能力や専門資格、社会人としての経験や、開放性、多様性を確保するために社会人としての経験を重視して審査する入試制度を設けている。

##### (2) 学生の選抜方法について

選抜方法及び選抜手続は、事前の書類審査及び試験当日の筆記試験・面接試験を入試種別（法学未修者コース・法学既修者コース）ごとに適切に課して、入学者の適性を適確かつ客観的に評価できるように設定しており、また、筆記試験（法律科目試験及び小論文）の出題趣旨、面接試験の質疑事項、配点及び採点基準を定めている。

以上については、学生募集要項はもちろん本法科大学院のホームページで事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されている。

**4-3 入学者選抜に当たっては、学生の受け入れ方針、選抜基準に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れているか**については、次のとおりである。

##### (1) 試験日程と受け入れ方針

本研究科においては、入学試験をS日程、A日程、B日程、C日程の4回実施している。

○S日程は、卒業見込者特別入学試験と一般入学試験を実施している。卒業見込者特別入学試験では、本法科大学院への進学を強く希望する優秀な大学卒業見込者（を対象とする。卒業見込者特別入学試験の法学未修者コースについては、書類審査（学業成績、語学能力・資格能力等）に加え筆記試験（小論文）及び面接試験を行って選考し、法学既修者コースについては、書類審査（学業成績）に加え筆記試験（法律科目試験）

及び面接試験を行って選考している。一般入学試験の法学未修者コースについては、書類審査（学業成績、語学能力・資格能力等）に加えて筆記試験（小論文）及び面接試験を行って選考している。筆記試験では、社会一般に関する文献を題材にして、法曹となるための基礎的能力（読解力、理解力、分析力、表現力）や一般的な論理的思考力・理論的な文章を書く能力を評価する問題として長文読解・小論文を課し、法律知識を問う問題は課していない。また、法学既修者コースについては、書類審査（学業成績、語学能力、資格能力等）及び筆記試験（法律科目試験）によって選考している。

○A日程は、一般入学試験、早期卒業者特別入学試験及び実務経験者特別入学試験を実施している。

一般入学試験においては、法学未修者コース、法学既修者コースともに上記S日程の一般入学試験と同様に選考している。早期卒業者特別入学試験は、大学の学部3年次生で、所属する大学の早期卒業制度の要件を満たし、かつ本学への進学を強く希望する者を対象にしており、法学未修者コース、法学既修者コースともに上記S日程の卒業見込者特別入学試験と同様に選考している。

実務経験者特別入学試験（法学未修者コースのみ）においては、書類審査で上記項目に加えて志望理由や実務経験も評価しており、また、筆記試験（小論文）と面接試験を実施している。

○B日程は、一般入学試験のみを実施しており、法学未修者コース、法学既修者コースともに上記S日程の一般入学試験と同様に選考している。

○C日程は、一般入学試験を実施しており、法学未修者コースについてのみ募集し、書類審査（学業成績、語学能力・資格能力等）に加えて面接試験を行って選考している。

## （2）選抜基準

入学試験の採点方法は、次のとおりである。

書類審査（学業成績、語学能力・資格能力、志望理由、実務経験等）は、1通の書類を2名の試験委員で審査することによって、客観性・公平性を確保している。志願者が申告した評価項目は、各種資格や語学能力などを取得の難易度をもとにあらかじめ点数化された区分表に基づき、これを評価している。

面接試験は、2名の試験委員によって行っている。法学既修者コースにおいては学部での勉学状況等に関する質疑応答を通じて、コミュニケーション能力や理解力、表現力を、法学未修者コースにおいては設問に対する事案解決能力や論理的な思考力、表現力、理解力を総合的に評価することとしている。

筆記試験について、小論文試験は、読解力を判定するための長文読解の要素を含み、社会一般に関する文献を題材にして、法曹となるための基礎的能力（読解力、理解力、分析力、表現力）や一般的な論理的思考力・理論的な文章を書く能力を問う。法律科目試験は、法学未修者コース1年次を履修したものとみなしうる学力の有無を判定する試験に相応しい難易度の問題を、各科目複数の専門教員の討議によって作成している。答案の採点は、あらかじめ採点者全員で討議して定めた採点基準に従って、1通を2名の試験委員で採点し、協議のうえ、相当な点数を決定することとし、客観性・公平性の確保の徹底を図っている。さらに科目間の不公平が生じないように、得点分布を調整することになっている。その際にも、採点者間で討議を行っている。

なお、本法科大学院の教育に支障が生じることがないように、下記4-6に記載のとおり、筆記試験（法律試験科目）については、基準点（得点が配点の20%）を設けている。この点は、学生募集要項において、あらかじめ志願者に告知している。

**4-4 学生募集方法及び入学者選抜方法は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっているか**については、出願資格を満たす者を平等に扱い、機会の公正を厳正に確保している。

**4-5 入学者の適性の適確かつ客観的な評価を行い、著しく適性を欠いた学生の受け入れを行っていないか**については、次のとおりである。

本法科大学院における履修の前提として要求される資質を判定する方法として、4-3で述べたように小論文、筆記試験、面接、書類審査を組み合わせ適切に実施している。また、2016年度入試から、適性試験の成績が本学の設定する入学最低基準点に抵触する場合は不合格になる旨を学生募集要項に明記している。

**4-6 法学既修者の認定は、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われているか。また、その認定基準は、適切な方法で事前に公表されているか**については、次のとおりである。

法学既修者コースの入学試験は、憲法、民法、商法、刑法の筆記試験（早期卒業者特別入学試験については、商法を除く）を課しており、これは1年次配当の法律基本科目群の必修科目に該当するものであるが、各科目とも問題はすべて論述式であり、法的な文書作成能力を評価している。合格者は、筆記試験科目の合計点と書類審査との総合判定により決定している。また、それぞれの試験科目について配点の20%の得点を基準点として設定

し、得点が基準点未満となる科目が1科目でもある場合には、合計得点に関係なく原則として不合格としている。以上の認定基準は、学生募集要項に明記されている。

「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第11条（法学既修者の入学時における単位認定）は、「入学試験時に行う法律科目試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者は、その成績に応じて、第1年次配当の必修科目を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす」旨を定めている。上記の法律科目試験に合格したものは1年次に配当されている法律基本科目のうち必修科目24単位もしくは20単位を履修したものとみなす扱いであり、在学期間が1年間短縮されることになる。かかるみなし修得単位数は、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第13条（単位認定の上限）において、入学前の既修得単位等の認定及び他の大学院における修得単位の認定と合わせて37単位を上限とすることが定められており、法令基準を満たしている。

#### **4-7 複数の入学者選抜方法を採用している場合、各々の選抜方法の位置づけ及び関**

**係は適切であるか**については、次のとおりである。

S日程は、主として学部卒業見込者を対象としていることから、法曹へのモチベーションを早期に高めさせることを意図して8月上旬に選抜試験を実施している。A日程は、社会人や学部3年次生の早期卒業見込者等も含めたあらゆる階層を対象として9月上旬に選抜試験を実施している。B日程は、1月中旬～下旬に選抜試験を行うことにより、A日程以降に学力向上を果たした受験生に対し広く門戸を開いている。C日程は法学未修者コースのみを対象として、3月に選抜試験を実施している。

法学未修者コースについては、本法科大学院の1年次の教育を受けるに相応しい思考力を問う試験を行い、法学既修者コースについては、本法科大学院の2年次の教育を受けるに相応しい法的知識と法学的素養を問う試験を行うことにより、各コースの趣旨に即した試験を実施している。本法科大学院では、両コースの併願を認めているが、審査はコースごとに行っており、一方の結果を他方の結果の審査の際に考慮するようなことは一切行っていない。従って、各コースの選抜方法の位置づけと関係については適切に配慮されている。

#### **4-8 自校推薦や団体推薦等による優先枠を設けるなどの形で、公平性を欠く入学者**

**選抜が行われていないか**については、自校推薦や団体推薦等による推薦枠を設けるなどの公平性を欠くような入学者選抜は一切行っていない。面接試験の実施においては、思想、

生活信条、支持政党、加入団体、宗教及び性別等に関する質問を禁止している。

#### 4-9 入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか

については、入学試験の平均競争倍率(受験者数/合格者数)が、2018年度は2.02倍、2019年度は2.08倍、2020年度は2.00倍であり、2倍を維持し、入学者の質の確保に努めている。

#### 4-10 多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう適切に配慮しているか

については、法学未修者を対象に、「実務経験者特別入学試験」を導入している。さらに、一般入学試験においては、特別評価項目として、学業成績、語学能力、資格能力等を掲げて、これらを一定程度評価し、法学以外の課程を履修した者または多様な知識または経験を有する者が入学しやすいように工夫している。その結果、2018年度は6名、2019年度は7名、2020年度は10名の社会人が入学している。

本法科大学院の入学試験において社会人とは、文部科学省の法科大学院公的支援見直し・強化の基礎額算定基準の指標における「社会人」の定義に基づいて「法科大学院の出願資格を有し、入学時点において大学卒業後1年以上経過し、その間社会人経験〔官公庁・会社などにおける勤務経験(パート・アルバイト等も含む)、自営業者としての経験、その他の社会活動(ボランティアや家事専従など)〕を有する者。」と定めている。

なお、入学選抜の実施状況については、法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合を含めて、本法科大学院ホームページにおいて公表している。

#### 4-11 障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されているか

については、学生募集要項において、身体の機能に障がいのある人は、その障がいの程度に応じ、受験時や入学後の学習環境において、可能な限り配慮措置を講じており、出願に先立って大学院入試グループと相談するように明記している。設備面では、本学が従来から身体障がい者等に対する配慮を重視してきたことから、例えば車椅子を利用する場合でも、受験の際のスペースの確保、建物間の移動を容易にするための施設改修を行い配慮している。

#### 4-12 法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に

対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数は適切に管理されているかについては、過去3カ年度の入学者数及び2020年5月1日現在の在籍学生数は次のとおりである。

入学定員に対する入学者数比率および収容定員に対する在籍学生数比率に関しては、それぞれ過度（10％）の超過や過度（50％）の不足の状況に至っていない。また、入学者数が10名未満になっていない。

入学者数

入学定員	2018年度	2019年度	2020年度
40名	24名	32名	32名

在籍者数（2020年5月1日現在）

学 年	区 分	人 数	合 計
1 年	未修者	18名 (含残留者4名)	18名
	既修者	22名 (含残留者2名)	
2 年	未修者	10名 (含残留者1名)	32名
	既修者	22名 (含残留者2名)	
3 年	未修者	4名 (含残留者1名)	20名
	既修者	16名 (含残留者6名)	
全学年合計			70名

※残留者には休学のため原級留置となった者は含まない。

**4-13 学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み、体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置が適切に講じられているか**については、競争倍率の低下を受けて、2014年度入学試験から、入学定員を100名から40名に削減した。一方で、学生募集活動を強化するため、法学部との連携を強化し、また、進学説明会の充実を図るなど入学生の確保に努めている。

**4-14 入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施しているか**については、入学者選抜試験に関する業務を行う委員会は設けていないが、入試主任及び大学院入試グループが実施体制案を作成し、執行部会での検証を踏まえて教授会に諮り承認を得て、各教員と事務組織の協力体制の下で適切に実施されている。

## 【点検・評価（長所と問題点）】

**4-13 学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み、体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置が適切に講じられているか**については、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍者数比率に関して、前回検証結果において経年的に過度（50%以上）の不足となっているとの指摘を受け、この点につき勧告されている。これに関して、本法科大学院の収容定員は120名とされているところ、入学定員は既修者コースと未修者コースを併せて40名と規定しており、各コースの定員が個別に規定されておらず各コースの収容定員も算出できないため、収容定員は1学年40名を3学年分として算出されている。実際には既修者コースの在学期間は2年であることから、実質的には指摘された数値ほどの過度の不足という状態が生じているわけではない。しかしながら、入学者数は入学定員を割り込む状況が続いており、それに伴って収容定員に対する在籍者数比率も充分とはいえない状況であり、本法科大学院はもとより、本学全体の問題として深刻に捉えている。

## 【将来への取り組み・まとめ】

**4-13 学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み、体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置が適切に講じられているか**については、以下のとおりである。

2014年に入学定員を見直し、100名から現行の40名に削減したが、なお、入学定員に対する入学予定者数及び学生収容定員に対する在籍学生数が経年的に不足の状態にある。この問題に関して、学生募集活動を強化するため、法学部との連携を強化して本学における進学説明会の充実や外部の進学説明会参加の拡充を図り、入学生の確保に鋭意努めている。

加えて、「法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律第6条第2項」に基づき本学法学部との間で締結した「法曹養成連携協定」（2019年11月29日締結）が、文部科学大臣から『適当』である旨の認定を受けたことにより、法学部に5年一貫（学部3年+大学院2年）の段階的かつ体系的な法曹養成教育課程での学修を可能とする「関西大学法曹コース」が設置されることとなり（2019年度法学部1年次生から対象）、これによる入学生の増加が期待される。

## 5 学生支援

### 【現状の説明】

**5-1 学生の心身の健康を保持し増進するための適切な相談その他の支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか**については、学生の心身の健康の保持のために、大学の保健管理センターにおいて、健康診断並びに診療をするほか、心身の健康についての相談を受け付けている。また、精神の健康維持・増進を図ることを目的として、保健管理センターに心理相談室が設置されており、専門のカウンセラー（公認心理師・臨床心理士など）によるカウンセリング等の心理療法が可能な体制も整えられている。その他、学生が心身の健康面について相談したい場合、本法科大学院のクラス担任や執行部の教員をはじめ教職員、アカデミック・アドバイザーのメンターのいずれにも相談できる。また、学生相談・支援センター及び学生相談室の利用も可能である。

教職員における学生の状況把握及び適切な対応をとるため、毎回教授会において心身の健康に問題があると思われる学生について情報の共有が行われている。

**5-2 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、かつ、それらを学生に周知しているか**については、ハラスメントに関する全学的な相談体制として、教職員の相談員約 22 名と学外の専門家 2 名からなる相談窓口を設けており、電子メールと電話のいずれの方法によっても相談が可能な体制を整えている。また、学生センターに設けられているハラスメント相談室並びに学生相談室の利用も可能である。大学全体として各種ハラスメントに対応すべく、2009 年度に「関西大学ハラスメント防止に関する規程」を、2010 年度に「関西大学ハラスメント防止ガイドライン」を制定し、各種ハラスメントを防止するための措置及びハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置について必要な事項を定めている。学生には、掲示やリーフレット及び大学のホームページを通じて相談窓口・方法とともにハラスメント防止の重要性を周知しており、本法科大学院では、毎年、新入生に対するオリエンテーションの機会にこれらの事項に関する説明会を開催している。

**5-3 奨学金などの経済的支援についての相談その他の支援体制が整備されているか**については、次のとおりである。

給付奨学金として、「関西大学法科大学院給付奨学金」は、授業料及び教育充実費の全額または半額相当額を給付するものであり、2020 年度入学者の実績は、全額相当額 27 名、半額相当額 5 名であった。また、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学習奨励金」は、在学する学生（在学年数が学則に規定する修業年限を超えていない者）で、関西大学

法科大学院給付奨学金の対象にならなかった者全員（原級留置の者を除く）に対し、学費の実質負担額を国立大学の授業料と同額にすることを目的に、その差額を「学習奨励金」として給付するものであり、2020年度の入学者の実績は0名であった。なお、「公益財団法人小野奨学会・法科大学院給付奨学金」があり、学内での選考により推薦され、月額6万円が給付される予定であり、2020年度は1名が採用された。

各種奨学金の2018年度から2020年度までの実績は、以下のとおりである。

法科大学院に係る奨学生実績推移

奨学金種別

(実績額単位：千円)

学内学外 制度区分	給付・貸与 区分	奨学金名称	2018年度		2019年度		2020年度 (見込)	
			人数	実績額	人数	実績額	人数	実績額
学内	貸与	関西大学短期貸付金	0	0	0	0	0	0
	給付	関西大学法科大学院 給付奨学金	36	42,865	45	48,385	47	53,227
	給付	関西大学法科大学院 学習奨励金	5	2,780	5	2,502	5	2,780
学外	貸与	日本学生支援機構 第一種奨学金	8	—	11	—	12	—
	貸与	日本学生支援機構 第二種奨学金	2	—	7	—	3	—
	給付	小野奨学会	2	1,440	1	720	1	720
	給付	瑞恵基金	3	600	0	0	0	0
	給付・貸与	千賀法曹育英会	1	給付 360 貸与 840	1	給付 360 貸与 840	1	給付 360 貸与 840

(注)日本学生支援機構奨学金については、貸与単価が複数あり、途中変更もあるため、人数だけの推移に留めた。

また、実績については、10月1日現在のものである。

**5-4 障がいのある者を受け入れるための支援体制が整備されているか**については、身体の機能に障がいがある者には、受験時や入学後の学習に際して特別な措置をとる用意を整えており、学生募集要項及び大学のホームページにもその旨を記載して受験生に周知している。

大学全体の取り組みとしては、身体障がい者の修学を支援しており、「施設・設備」の項目の中で記しているように、そのための設備もすでに整えられ、本法科大学院が使用する建物もすべてバリアフリーになっている。また、「学生相談・支援センター」が、障がいのある学生に対し、他の学生と同等の条件で修学できるように正課授業や試験を中心に支援を行っている。同センターには、専属のコーディネーターを配置し、学生支援スタッフによる受講支援を中心に障がいの種別や程度に応じた支援を行っている。日常支援の方法として、学期開始前等の学生の意見聴取の際に、就学関係以外の事項についても懇談を行っており、必要があれば、父母等との懇談についても随時行うこととしている。緊急時の対応として、学生センターの窓口で相談があれば、随時対応を行っている。就職支援についても、担当者を配置し、採用情報の収集並びに個別対応を行っている。

**5-5 休学者及び退学者の状況及び理由の把握及び分析に努め、適切な指導等がなされているか**については、クラス担任制を導入し、学生の学習・生活上の不安等に対応し、助言や情報の提供を行い、成績不良者については、個別に面談し指導している。そのための基礎資料として、教授会において全学生の成績状況の資料を全教員に配付している。

休学または退学の相談には執行部教員または学事局専門職大学院事務グループが分担して対応し、その理由を書面により提出させ、教授会において、その理由を説明のうえ審議している。

なお、休学希望者で、将来復学し就学を希望する者については、休学期間中においても自習室等の利用を認め、復学に備えた学習の準備を支援している。

さらに、休学者に対しては、休学期間が終了するまでの間に、書面により復学の意思確認を行い、必要に応じて面談を実施している。

**5-6 学生の進路選択に関わる相談その他支援体制及び修了生の進路等を把握する体制が適切に整備されているか**について、本法科大学院は「就職支援委員会」を設置し、就職先の情報収集及び修了生に対する就職情報の提供などの支援活動として、短答式試験合格者に対して裁判所見学会及び現職裁判官との意見交換会などを行うほか、企業との交流会、企業インターンシップ等を実施している。また、全学共通の組織であるキャリアセ

センターの協力の下、オムロンパーソネル株式会社と提携して、在学生及び修了生を対象としたキャリア支援・就職支援を行っており、これに伴い、キャリア総合ガイダンスをはじめとする各種行事が実施されている。また、キャリアセンターにおいても専門のキャリアアドバイザーに相談することが可能である。

加えて、主に本学出身の法曹を会員とする「関大法曹会」との連携により、司法試験合格者が司法研修所での修習を受ける前に、その準備として弁護士事務所で短期間の研修を受けられるようにしている。本法科大学院では、就職支援における連携強化を図るために、2010年に同法曹会との間で覚書を締結した。司法修習修了者の就職先についても、「関大法曹会」との共催で行われる司法試験合格者に対する合同祝賀会は、同法曹会の会員と司法試験合格者との交流の場として活用され、進路・就職相談のための側面的な支援になっている。

このように、本法科大学院で培った高度な専門知識を活用できる就業を目指したキャリア相談や職業紹介等の手厚いサポートが行われている。

これら以外にも、修了生の進路や受験の動向に関して包括的・網羅的に把握するために、全ての修了生に対して教員からメール等で個別に連絡を取り、その動向に関して集計をとっている。これによって、懸案とされてきた最終的に司法試験に合格しなかった者や受験しなかった者も含めた相当程度の修了生の進路を把握することが可能となった。

### 【点検・評価（長所と問題点）】

**5-1 学生の心身の健康を保持し増進するための適切な相談その他の支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか**については、保健管理センターや心理相談室等の専門家による相談・診療体制に加え、クラス担任制による相談体制も整備されている。これに加え、アカデミック・アドバイザーで構成されるメンター制度により、司法試験合格に向けた主体的・計画的な学習に対するきめ細かい指導が可能となる点が特徴的であるが、メンターは学生からの学生生活全般についての相談にも応じており、日常の学習や試験前における不安、学習意欲に関する精神状態の自己管理等についても先達としてアドバイスをいき、必要に応じて相談を通じて得られた学生の状況を専任教員と共有している。

問題を抱える学生は自ら相談に来る学生ばかりではなく、むしろ進んで相談に来ることができない学生への配慮を考えると、今後も、より相談しやすい体制の構築を検討していく必要がある。

なお、全学的な取り組みとして、学生生活や修学に関する相談を受けて支援を行う横断的な組織として「学生相談・支援センター」が設置されており、該当する学生については、

同センターとの連携により支援体制の充実を図ることができる。

### 5-3 奨学金などの経済的支援についての相談その他の支援体制が整備されている

かについては、経済的負担を軽減するために、入学試験成績優秀者に対する給付奨学金に加え、給付奨学金の非対象者全員（標準修了年限を超過した者及び原級留置の者を除く）に対して、本法科大学院の授業料と国立大学の授業料との差額相当分を給付する「学習奨励金」を導入しており、学生への経済的支援は幅広く手厚く行われていると思われる。

### 5-6 学生の進路選択に関わる相談その他の支援体制及び修了生の進路等を把握する

体制が適切に整備されているかについては、「就職支援委員会」やキャリアセンター、提携企業による、学生及び修了生への就職支援体制が整備されており、法曹としての就職のみならず、法曹以外の進路に関する支援にも一定の成果が現れている。司法試験合格者の就職難や法務博士取得者の職域拡大の観点から、今後も多様な進路に関して相談体制を拡充していく必要がある。

また、修了生の動向把握については、専任教員によるアンケート調査を導入することにより相当程度の修了生に関して情報を得ることができるようになったが、最終的に司法試験に合格しなかった者や受験しなかった者等全ての修了生について把握できていないわけではない。

## 【将来への取り組み・まとめ】

### 5-1 学生の心身の健康を保持し増進するための適切な相談その他の支援体制を整

備し、効果的に支援を行っているかに関しては、今後も、学生がより相談しやすい制度の構築を常に心懸け、積極的に取り組んでいく。そのための方策として、教員による更なる学生の状況把握と学生・教員間のより深い信頼関係の構築のために、クラス担任制度の強化などが検討されている。また、全学的な取り組みとして、学生生活や修学に関する相談を受けて支援を行う横断的な組織として「学生相談・支援センター」が設置されており、該当する学生については、同センターとの連携により支援体制の充実を図ることができる。

### 5-3 奨学金などの経済的支援についての相談その他の支援体制が整備されている

かに関連して、現状において学生への経済的支援は手厚く行われているが、長期にわたる景気の低迷とコロナ不況により回復の見通しも定かでない経済状況を考慮すると、今後も経済的支援を拡充していく方向で取り組みを継続していく必要がある。なお、全学的な取

り組みとして、遠隔授業受講のためのインターネット環境整備のための支援、一人暮らしの学生への一律金の支給、関西大学家計急変者給付奨学金の追加募集、新型コロナウイルス感染症家計急変給付奨学金の給付、関西大学短期貸付金の増額、学費の延納・分納制度の納入期日等の延長、新型コロナウイルスの感染拡大の影響での収入減により生活資金が必要となった学生に対する無利子の短期貸付などが行われている。

#### **5-6 学生の進路選択に関わる相談その他の支援体制及び修了生の進路等を把握する**

**体制が適切に整備されているか**に関連して、今後も多様な進路に関して相談体制を拡充していくため、「就職支援委員会」だけではなく、外部組織を含め、より充実した支援体制を構築する。また、法科大学院の本分として、司法試験に臨む修了生が司法試験合格に向け、主体的・計画的に勉学に取り組めるようにするため、修了生の意見も取り入れながら、より充実した支援体制の構築と改善に真摯に取り組む。そのために在学中から教員と学生との結びつきを強め、修了後も出来る限り緊密に連絡をとり、またメンターによる支援を継続していくことによって、相談・支援体制および修了生の動向把握の拡充に努める。

## 6 教育研究等環境

### 【現状の説明】

**6-1 講義室、演習室その他の施設及び設備が、各法科大学院の規模及び教育形態に  
応じて、適切に整備されているか**については、関西大学において、法科大学院の講義・演習等を行い、学生が自学・自習を行い、教員が研究を行うための施設・設備としては、以文館（法科大学院棟 4,299 m<sup>2</sup>）、尚文館（大学院棟 11,900 m<sup>2</sup>）等がある。さらにその他の施設として法廷教室（法学部と共用）がある。

講義室、演習室等については、法科大学院の専用施設である以文館に講義室 4 室、演習室 5 室を設置している。ここには講義をビデオ撮影し、コンピュータに保存して、学生が活用できる設備を備えた教室がある。以文館にはさらに、学生の自習室及びロー・ライブラリーを設置している。

法学部と共用の法廷教室（119 m<sup>2</sup>）は、35 名収容で裁判員裁判に対応できるシステムが導入されている。

これらの講義室・演習室等を有効に利用し、法科大学院の講義等を行っている。

また、リーガル・クリニックの授業等で、市民を対象とした法律相談等の実習が実施できるよう整備した応接室を設置している。

**6-2 学生が自主的に学習できるスペースが十分に設けられ、かつ、利用時間が十分に確保されているか**については、学生の自習スペースは、以文館及び尚文館に自習室 186 席を設置し、現在すべての在学生在が 24 時間利用可能な自習スペースを確保している。また、以文館にはロー・ライブラリー及び学生談話室が設けられ、学生同士で議論を行う場が確保されている。

さらに、2012 年度から、司法試験受験資格を有する修了生に対して、自習室利用を認めることとした。

自習室の設備としては、個人用学習キャレル及び個人ロッカーを貸与し、キャレルには情報コンセント、書棚、蛍光灯が付設されている。

**6-3 障がいのある者のための施設・設備が整備されているか**について、身体障がい者のための施設・設備の整備としては、以文館・尚文館等はバリアフリー化が進んでおり、身体障がい者用エレベーターやスロープが設置され、固定式の机・椅子を備えた教室には車椅子用の机が設置されている。また、身体障がい者用トイレも各階に設置されており、駐車スペースも確保している。

#### **6-4 学生の学習及び教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーが**

**整備されているか**については、以文館では、情報コンセントを設置した講義室・演習室、自習室、ロー・ライブラリーにおいて、学生が持参するパソコンをLANに接続することができる。教室には前面にプロジェクタースクリーンを設置するなど、電子機器の利用による講義をすることもでき、各座席にノートパソコンを備え付けた教室もある。

尚文館では、自習室及びパソコン教室1、2にネットワークに接続したパソコン及びプリンター等が設置されている。

学生は、これらのパソコンを利用して、資料・情報の収集、インフォメーションシステムによる事務連絡や授業に関する連絡の確認、教員への質問、レポート作成・提出などができる。

以文館及び尚文館に設置されたパソコンからは、ファイルサーバアクセスによる法科大学院専用ドライブの使用が可能であり、利用者ごとに最大1GB利用することができるうえ、法科大学院生と教員によるデータの共有も可能である。また、VPN接続により学外からアクセス可能なファイルサーバについて利用者ごとに最大1GBを利用することができる。

法科大学院のネットワークの管理については、業者委託により行われている。

法律関係情報コンテンツに関しては、TKCロー・ライブラリー、LLI統合型法律情報システムの利用が可能であり、学生ごとに配付されたIDとパスワードにより学内のみならず学外からも判例検索、法律関係雑誌の記事などの法律情報へのアクセスをすることができる。また、以文館に設置されたパソコンからは、ロー・ライブラリーに配架されている図書の検索が可能である。

全学共同利用施設としてのインフォメーションテクノロジーセンター（ITセンター）は、月曜日から金曜日の間、端末機室が19時50分まで開室しており、土曜日についても16時50分まで利用可能となっている。これにより、夜間や土曜日の学生へのサービス提供が可能であり、技術指導や相談等や利用技術の向上のための講習会等も実施している。

#### **6-5 教育研究活動に資する人的な支援体制が整備されているか**

については、法科大学院棟内に授業支援ステーションを設けて事務サポートを行っているほか、ティーチング・アシスタントが常駐するスペースも設けられている。ティーチング・アシスタントには、法科大学院の修了生から採用される者と本学大学院法学研究科及び連携する大阪大学大学院に在籍する学生から採用される者があり、教員の教育について、教材作成の補助、小テストの採点補助などに従事している。

2020年度は、前者が16名（司法試験短答式合格者7、修習中の修了生9名）、後者が3名であった。

#### 6-6 図書館（図書室）には、法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に必

#### 要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的かつ体系的に整備されているか

については、法科大学院の教員及び学生は、総合図書館、法学部資料室及びロー・ライブラリーのそれぞれに所蔵する図書を利用することができる。

総合図書館では、関西大学における「学術情報の中枢機能を担い、大学が教育及び研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供」することを目的としており、全学的に利用することから、多岐にわたる分野の約219万冊の図書を所蔵している。総合図書館の基本的な図書の収書については、図書委員の意見を参考に各分野における必要図書を選定している。法科大学院からも図書委員が選出され、図書館における図書の収集に携わっている。総合図書館の目録情報は、国立情報学研究所が展開する様々なサービスにも迅速に対応できるようNACISIS-CAT仕様でデータベース化され、学内はもとよりインターネットを通じて学外からも検索が可能である。また、学内関係諸機関所蔵雑誌の書誌・所蔵目録情報も検索できるようになっている。また、同図書館は、メディアの多様化に対応しうる図書館をめざすために、デジタル化、ネットワーク化により発展成長してきた電子ジャーナルの導入及び文献・情報データベースの有効利用を行っている。

法学部資料室においては、特に雑誌の収集に力を入れており、判例集や法学関係の雑誌（新書及びバックナンバー）を取り揃えることで研究に供している。また、CD-ROMやDVDの利用も可能である。

ロー・ライブラリーについては、法科大学院学生用の開架式図書室であり、法曹養成に必要な判例集、基本法律図書、一般法律雑誌のほか分野別法律雑誌、各学会の機関誌等を備えている。配架される図書は、毎月、法律系図書の新刊の中から、各法分野を専門とする12名の選定担当教員による選定が行われ、各意見がロー・ライブラリー図書選定委員のもとに集約されて購入が決定される。また、専任教員による定期的な選定とは別に、学生からの配架の要望に対しても、ロー・ライブラリー図書購入希望届用紙をロー・ライブラリー内カウンターに常備しており、購入希望があれば、該当分野の選定担当教員の意見を得た上で、学生からの要望に柔軟に対応している。具体的には、図書委員に定期的に新刊図書の選定を依頼し、必要な図書を購入し、学生の利用に供している。

法科大学院における学習に必要な基本法律書、判例集、法律雑誌等はすべて、基本的にロー・ライブラリーに配架するよう選定が行われている。なお、閲覧・自習スペースを維

持しつつ、配架書棚の増設や、既に、旧版図書や電子媒体により閲覧可能な雑誌のうち古い年度のものを整理することにより配架スペースの確保を行っている。

**6-7 図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮されたものとなっているか**については、総合図書館は、学部の授業期間中の開館時間は9時から22時、休業期間中においては10時から20時である。加えて、法学部資料室についても、授業期間中の9時から17時まで利用することができる。このように自学自習の環境は整えられている。

さらに、ロー・ライブラリーにおいては、年間を通じて8時30分から23時までの利用が可能である。

ただし、2020年度においては、総合図書館、ロー・ライブラリーとも、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により一部開室日を縮小または開室時間を短縮している。

**6-8 国内外の法科大学院、研究機関等との図書等の学術情報、資料の相互利用のための条件整備を行っているか**については、関西大学の図書館と他大学の図書館との相互利用に関して、大学図書館間の円滑な相互協力と緊密な連携を図ることを目的として、「国公立大学図書館間相互貸借に関する協定」を締結し、利用者のニーズを満たしている。本学はこの運営、組織役員派遣など主要な役割を果たしている。

**6-9 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲となっているか**については、本学における専任教員の一週あたりの責任授業時間数は、教授が8.0授業時間、准教授が6.0授業時間（特任教員は4単位）とされている。2020年度における専任教員の一週あたりの平均担当授業時間は、教授が7.0授業時間、（1授業時間は45分）。最も時間数が多い専任教員は10.0授業時間、最も少ない専任教員は5.0授業時間を担当している。

なお、本学において責任授業時間数の算出にあたっては規定により、担当授業時間のうち、大学院における担当授業時間は、1時間を1時間30分として取り扱うこととなっている。

**6-10 各専任教員に十分なスペースの個別研究室が用意されているか**については、専任教員の個人研究室には、以文館、及び総合研究室棟に研究用LANが配備された研究室28室（20.0～27.0㎡）を設置し、専任教員1人あたり1室が供与されている。さらに、研

究用ロー・ライブラリー（184 m<sup>2</sup>）、共同研究室（64 m<sup>2</sup>）、教材開発室（35 m<sup>2</sup>）等を以文館内に設置している。これらの施設は、教材開発室を除いてすべて24時間利用可能である。

**6-11 研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか**については、「関西大学学術研究員規程」及び「関西大学研修員規程」並びに「研修員研修費支給内規」に従って、研究専念期間等が保障されている。本法科大学院教員にもこれらの規程等が適用される。

**6-12 専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか**については、専任教員に対しては平等に年額510,000円、特任教員に対しては平等に年額250,000円の個人研究費が配分されている。その取扱いは「関西大学個人研究費取扱規程」に従うものとされている。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

**6-4 学生の学習及び教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーが整備されているか**について、法科大学院設立当初から以文館や尚文館の法科大学院施設のパソコン等において、法科大学院独自のネットワークシステムを活用したサービスを提供してきた。

しかしながら、社会における情報化の急速な進展に対応するための設備更新や管理に関し、技術的または予算的にも法科大学院単独では対応が容易ではなくなっており、実際に2020年度春学期にICTを活用した授業を実施することになった際にも、それらのシステムの更新が遅れていることなども一因となり、パソコンやタブレット等の最新機種においては利用できない等の問題も発生している。

**6-6 図書館（図書室）には、法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的かつ体系的に整備されているか**についても、現状のところ十分に整備できていると思われる。他方で、毎月の蔵書の増加に伴い、書架数や自習・閲覧スペースの確保との関係でロー・ライブラリーのキャパシティの問題が浮上ってきており、これに対して今後継続的に対処していく必要がある。

**6-9 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲となっているか**については、専任教員全体の平均授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮し

た適正な範囲内に収まっていると評価されると評価できる。

**6-11 研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか**については、大学の定めたルールの下に実施されているが、法科大学院内では代替教員の手当てが困難な場合もあり、法学部教員による支援を受けることもある。

#### 【将来への取り組み・まとめ】

**6-4 学生の学習及び教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーが整備されているか**については、今後更なるICTを活用した教育を進めていくことを視野に入れ、設立当初からの教育方針や学修環境の変化も踏まえたインフラストラクチャーの整備方針を検討のうえ、全学で管理しているネットワークシステムへの移行・統合を進めることにより、問題の解決及び更なる整備に向け進めていく方針である。

**6-6 図書館（図書室）には、法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的かつ体系的に整備されているか**については、ロー・ライブラリーの書架のキャパシティの問題が残っている。今後も学生の意見を取り入れながら、必要に応じて電子媒体への置き換え等により、ロー・ライブラリーの充実に取り組んでいく方針である。

**6-9 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲となっているか**及び**6-11 研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか**については法学部の教員構成や兼任教員の手配とも関係することに加え、法曹養成連携協定の締結に伴う法学部への法曹コース設置に伴い、法科大学院教員の法学部における担当科目の増加も見込まれることから、法学部との調整を密にする必要があり、「法学部との定例協議会」において引き続き協議していく必要がある。

## 7 管理運営

### 【現状の説明】

**7-1 管理運営を行う固有の組織体制を整備しているか**について、法科大学院に教授会を置くことは、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第21条に定められ、その権限及び運営について必要な事項は、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程」において定められている。法務研究科長の選挙については、「法務研究科長選挙規程」に定められている。

**7-2 管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用しているか**について、本法科大学院は、独立研究科として大学院組織の中に位置づけられ、また、独自の教授会を有する等、管理運営上の独自性の確保が可能な組織とされている。教学及び任用等の人事に関する教授会の決定は、慣習上、大学理事会において尊重されており、現在までに、この決定が理事会等において覆されるような事態は生じていない。

なお、以下では、説明を補足するために、法務研究科の組織構成を概観する。

法務研究科長：法務研究科長は、教授会によって選出される。研究科長は、教授会において議長となり、議事を運営するとともに、決定事項の執行、その他法科大学院の運営に必要な事項の執行に責任を負う。

教授会：法科大学院の運営に関する最高意思決定機関として、教授会を置く。専任の教授、准教授、専任講師、助教及び特別契約教授並びに特別任用教員（教授、准教授、専任講師、助教）をもって構成し、研究科長の選出、副研究科長の承認、専任教員の任用及び昇任その他人事に関する事項、特別任用教員の任用、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」、教育課程、入学試験に関する事項、学生の試験、学籍及び修了に関する事項等、法科大学院の管理運営上重要な事項をその議決事項としている。構成員の過半数の出席をもって成立し、その議決は、原則として出席者の過半数の同意をもって行う。ただし、特別契約教授と特別任用教員は、研究科長の選出や教員の任用、及び「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」に関する事項など、人事・組織に係る事項についての議決権を有しない。

副研究科長：副研究科長は、研究科長の指名にもとづき、教授会の承認を得て任命され、研究科長を補佐する。

執行部：研究科長は、副研究科長に加え、教務やFDを管掌する教学主任（2名）、学籍・教育事項につき管掌する学生相談主事、学生の募集や入試の実施につき管掌する入試主任を指名して、これら6名をもって執行部を構成する。日常的な管理運営上の業務は、教授

会の委任を得て、執行部が担当する。なお、執行部は教授会規程等で明文上定められたものではなく、慣習上設置される機関である。

**7-3 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用されているか**について、法務研究科長は、「法務研究科長選挙規程」に基づいて、選挙権の平等・秘密投票の原則のもと、選挙によって選出されている。法務研究科長の罷免については、解釈上、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程」第6条第5号の「その他人事に関する事項」として教授会の審議、議決により決する。

**7-4 法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それらとの連携や役割分担は適切に行われているか**について、関西大学では、法学部及び大学院法学研究科が法科大学院と関連する。

法学部は、法学政治学科の1学科で構成されており、法律学及び政治学の基礎的教育を担う教育研究機関である。

大学院法学研究科は、前期・後期課程とも法学・政治学専攻に統合されており、前期課程には法政研究、企業法務、公共政策及び国際協働の4コースが設置されている。前期課程の法政研究コースは、より深い学識を得ようとする者、研究者を志望する者などを対象とするもので、いわゆる研究者養成コースに相当し、原則として後期課程への進学を予定する。企業法務コース及び公共政策コースは、いわゆる高度専門職業人の養成を目的とする専修コースである。前者は司法書士や弁理士、税理士、社会保険労務士などの資格取得を目指す者、企業の法務担当者を志望する者などを対象とし、後者は国家ないし地方公務員、国際機関の職員などを対象とするほか、マスコミ志望者なども対象とする。国際協働コースは、特別プログラム（独立行政法人国際協力機構（JICA）や国の支援を受けて来日する留学生のためのプログラム）により入学した留学生に対する英語によるコースである。

以上のように、法科大学院と法学部・大学院法学研究科との間には、その目指すところや役割に明確な違いがあるが、そのような違いを踏まえた上で、法学部・大学院法学研究科との連携としては、法科大学院の専任教員が法学部及び大学院法学研究科の講義等の一部を担当し、法学部の教員が法科大学院の講義の一部を担当している。

特に、法学部との間で2019年11月29日に「法曹養成連携協定」を締結し、法学部に文部科学大臣の認定を受けた法曹養成基礎課程「関西大学法曹コース」（以下、「法曹コース」という。）を置くこととなった。法曹コースについては、これまで法学部における法曹を志

す法科大学院進学予定者等を対象に開設していた「法曹プログラム」を充実させ制度化したものであり、少人数の学生による演習科目を中心に、法科大学院の教員が学部授業科目を担当することにより、学部段階からより効果的な教育を行うとともに、法科大学院への進学に関する支援を行い、学生の進路選択におけるモチベーションの強化を図っている。

また、法科大学院学生に対しては、法学部や大学院法学研究科の科目を追加履修することが認められており（「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第14条）、大学院法学研究科の学生が、指導教員の許可を得て法科大学院の科目を追加履修することも制度上可能である（「関西大学大学院学則」第18条）。

なお、法学部・大学院法学研究科と法科大学院の間では、定期的に双方の執行部構成員が協議する機会が設けられている（「法学部との定例協議会」）。

#### **7-5 法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めているか**

について、大学全体の基準に従って法科大学院に対する予算の配分が行われている。予算配分に含まれていない事業を実施する必要がある場合は、学長を通じて法人に要望し、法人と折衝のうえ必要な予算を確保するよう努めている。

また、「法科大学院公的支援見直し・強化加算プログラム」については、2019年度からは、各法科大学院の理念や目指すべき方向性に基づき、今後5年間の改革構想及びそれを実現するための具体的な取組をパッケージとして評価し配分率を決定され、2年目以降は、設定した KPI（※）の達成に向けた取組みや進捗状況等の評価により決定される」方針に見直され、申請の結果、2019年度は「総合評価A 加算率15%」の評価を受け、基礎額算定率の70%と合わせて85%の配分率となった。

2年目となる2020年度についても、2018年10月～2019年9月における改革構想の改善状況、KPIの実質化・改善状況及びKPIの進捗状況が評価され、基礎額算定率の70%、総合評価A（加算率15%）の配分率となった。

※各大学共通の指標として、「卒後1年以内の修了生の司法試験合格率」及び「標準修業年限修了率」が設定され、それぞれに目標値（KPI：Key Performance Indicator）を設定することが求められている。

#### **7-6 法科大学院の管理運営及び教育研究活動の支援を行うため、その設置形態及び規模等に応じた適切な事務組織の整備及び職員配置が行われているか**

について、法科大学院の管理運営及び教育研究活動の支援を行うための事務組織として、学事局学部・大学院事務グループ法科大学院オフィスを設置している。同グループは、法科大学院の運営に関

する事務業務を執り行う組織であり、担当する事務職員として、グループ長1名、主任1名、専任事務職員3名、契約事務職員3名、派遣職員1名、定時事務職員4名を配置している。

業務としては、教員及び学生に関する全般的な事務として、教授会その他諸会議に関する業務、授業時間割編成、授業実施に係る支援、定期試験の実施、成績管理、学籍管理、FD、特別演習等課外活動の支援、学生募集、総合戦略・広報、就職支援業務、自習室及びロー・ライブラリーを含む学舎管理など法科大学院の運営に必要な業務について、学内各部署と協力しながら業務を執り行っている。

なお、事務スペースは、法科大学院が主に使用している以文館の1階に設置しており、日常的な授業準備や教材管理、学修相談等、教員・学生からの要望にも迅速に対応できる体制を整えている。

これらにより、法科大学院の状況を把握する責任体制を確立している。

**7-7 法科大学院の諸活動において、事務組織と教学組織との間で有機的な連携が図られているか**については、法科大学院の事務組織は、7-6で記載した体制・事務分掌に基づき、教学組織と有機的に連携して管理運営及び教育研究活動の支援にあたっている。

例えば、教授会、執行部（研究科長、副研究科長、教学主任2名、学生相談主事、入試主任）のほか「教育推進委員会」や「自己点検・評価委員会」等の各種委員会の運営にあたっては、事務組織と教学組織が十分に連携して事前準備を行うとともに、事務職員が当該会議に常時出席しており、緊密な連携を図っている。

**7-8 法科大学院の中・長期的充実を支えるために、事務組織としての企画立案機能は適切に発揮されているか**について、本学では学園として掲げる長期ビジョン、長期行動計画のもとに、各部署で4年スパンの「中期行動計画」を策定することとしており、2017年度における法科大学院の内容としては「在学生及び修了生への就職支援」、「未修者教育の充実」及び、「文科省による法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム対応」の強化等を目指している。これらの計画の推進にあたって、教員組織はもとより、事務組織の企画・立案機能も活かしつつ、種々のデータ収集や学生・修了生へのアンケート実施・集計等をはじめとする取り組みを進めている。

**7-9 管理運営及び教育研究活動の支援を十全に遂行するために、職員に求められる能力の継続的な啓発や向上に努めているか**について、本学では、全学的な事務職員に対す

る研修として①全職員共通基礎研修：「総合研修」「階層別研修」、②自己啓発促進・支援研修：「大学職員意識啓発研修」「特定業務能力向上研修」「共通能力向上研修」等の多様な研修が行われており、事務職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に取り組んでいる。

加えて、人事考課制度、目標管理制度や職場内研修（いわゆるOJT）等を通じて、職場内においても事務組織の機能強化のための取り組みを進めている。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

#### 7-4 法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それらとの連携や

役割分担は適切に行われているかについては、法学部における上記「法曹プログラム」及び「法曹コース」において、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して、法科大学院における教育との円滑な接続を図ることを旨とした一貫的・体系的な教育を行うこととし、当初20名ないし25名の定員で募集していたが、応募者の増加に伴い、「法曹プログラム」の定員を2017年度入学生から50名（2クラス）とした。また、2019年度入学生からは「法曹コース」として募集・許可することとなり、定員50名のところ58名の応募があり52名の履修を許可し、更なる連携強化を図っていくこととしている。また、各年度履修者の成績（GPA）の平均も各同年度入学生全体のそれを上回っており、早期卒業説明会への参加者も毎年～20名程度に及んでいる。

なお、「法曹プログラム」修了者からの本法科大学院入学者は近年増加しており、2018年度2名、2019年度9名、2020年度8名であった。

現時点においても、法曹を志す法学部生に対し、上記目的に沿う一定の教育の機会を提供できていることは長所といえるが、2019年度以降入学生（特に法曹コース修了者を対象とした「特別選抜」入学者）は法科大学院修了直後（在学中も含む）への合格を目指した教育が求められることから、更なる連携、学部教育への協力が今後の課題となる。

さらに、法科大学院在学中の司法試験受験が可能となることにより、法科大学院においてはそれに対応すべく授業科目配当時期の改編等教育課程の整備が必要となることから、学部教育における基礎的な学修における重要度が増すことが想定されるため、教育面でのより一層の連携が課題である。

特に早期卒業を目指す学生に対する支援については学部とも連携しながら充実させていく必要がある。

## 【将来への取り組み・まとめ】

### 7-4 法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それらとの連携や

役割分担は適切に行われているかについては、上記の課題等に対処するため、「法曹コースは」これまでの「法曹プログラム」を拡充したものとし、2年次春学期から各学期に少人数科目を中心とした必修科目を配置することで体系的な学修を可能とするとともに、法科大学院入学者に求められる基礎的な学識・能力を修得させることを目指し、法科大学院教員による指導体制の強化を図っている。

具体的には、2年次春学期の発展演習憲法・民法・刑法、事例講義憲法・民事法・刑事法の各科目における法曹クラス、2年次秋学期の展開講義（リーガルリテラシー1）、3年次春学期の展開講義（リーガルリテラシー2）においては、法科大学院実務家教員が中心となり担当し、きめ細やかな指導を行うことを目指しているとともに、そこで構築した人間関係を活かした授業科目外における学修相談や法科大学院受験に向けた支援にも取り組んでいきたい。また、法科大学院在学中の司法試験受験が可能となることから、法曹コース修了者に限らず、法科大学院への進学希望者の学部最終年次の学修について、法科大学院科目の先取り（科目等履修）制度を活用するなどし、積極的に進学希望者の学部時の教育に関わっていく必要があるとともに、より一層「法曹コース」修了者を確実に法科大学院へ進学させることが可能となるよう「法曹コース」の学生への継続的な働きかけが必要となる。

## 8 点検・評価、情報公開

### 【現状の説明】

#### 8-1 自己点検・評価のための独自の組織体制を整備し、教育研究活動に関する評価

**項目に基づいた自己点検・評価を実施しているか**について、本法科大学院は、その活動状況に関する自己点検及び評価を行うために、「関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程（以下、「委員会規程」という）」を定め、この規程に基づき「関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」という）」を設置している。

「自己点検・評価委員会」は、副研究科長、法科大学院専任教員から選出された委員3名、法務研究科教授会によって承認された学部・大学院事務グループ所属事務職員1名によって組織されている。（「委員会規程」第4条）

「自己点検・評価委員会」は、①自己点検・評価及び外部評価に関する活動方針の策定、企画立案、評価項目の設定、実施及びその結果の公表、②第三者評価への対応及びその結果の公表、③自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の結果に基づく法務研究科長及び学長への改善方策及び改善計画案の提言、④改善の達成度の検証結果に基づく法務研究科長及び学長への改善勧告、及び⑤その他自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に関して審議する。（「委員会規程」第3条）

自己点検・評価のための評価項目は、基本的に公益財団法人大学基準協会による法科大学院認証評価と整合性をとるため、同協会の定める「法科大学院基準」に拠っている。

評価方法については、「自己点検・評価委員会」を開催し、各委員の役割分担を定め、作成スケジュールを決定し、各担当委員が原案を作成する。その原案を「自己点検・評価委員会」において点検・調整のうえ、自己点検・評価報告書案として法務研究科長に提出する。法務研究科長は執行部に役割分担を定めて、報告書案に記載された問題点の把握と検討を指示する。その後、この検討を受けて執行部と「自己点検・評価委員会」は、合同会議を開催し、報告書を完成させる。報告書は、教授会に報告される。自己点検・評価に関わる種々のデータについては、全学的な自己点検・評価活動として毎年作成される「データブック」及び専門職大学院事務グループにおいて収集される情報を活用している。

なお、これまで本学では全学的な自己点検・評価報告書を隔年で作成しており、本法科大学院においても同様に、2005年3月、2007年3月、2009年3月、2012年3月、2015年3月、2018年3月に作成・発行している。

また、2008年度より、関西大学全体として、「中期行動計画」に基づく独自の点検・評価活動を行っており、本法科大学院も毎年、計画の達成状況を点検し評価する活動を行って

いる。

さらに、「今後の法科大学院改革の取り組みに関する懇談会」（構成員は、理事長、学長、教学担当の常務理事、教育担当の副学長、法学部長、法務研究科長）が設置され、2016年10月以降、法科大学院及び法学部・法学研究科とのさらなる組織的連携強化の推進、法科大学院が全国レベルの評価獲得を目指して策定する諸施策の推進について検討・協議を重ねている。

#### **8-2 自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結び付ける**

**ための仕組みを整備しているか。また、それらをどのように教育研究活動等の改善・向上に結び付けているか**について、8-1に記載のとおり、「自己点検・評価委員会」は、自己

点検・評価及び第三者評価の結果にもとづく改善方策及び改善計画案を法務研究科長及び学長に提言することを任務としている。この提言を受けて、研究科長は執行部で協議のうえ、内容に応じて、「FD委員会」「教育推進委員会」で改善策等を検討させ、それを教授会で審議・決定している。特に重要な事項については、全学的な「中期行動計画」にも反映させている。

また、副研究科長が「自己点検・評価委員会」の委員となり、自己点検・評価における問題点を執行部が詳細かつ正確に把握できるように配慮している。一方で、自己点検・評価の客観性を確保するために、執行部以外の委員が委員長に就任することになっている。このように、自己点検・評価による改善・向上の機動性と客観性を踏まえた取り組みになるように留意している。

「今後の法科大学院改革の取り組みに関する懇談会」においては、主に法科大学院と法学部との連携の強化策について協議されており、法学部における「法曹プログラム」の充実策や法科大学院教員による法学部の授業の担当範囲の拡大などが議論されている。

#### **8-3 認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応しているか**

について、本法務研究科は、2008年度の大学基準協会による法科大学院認証評価では、不適合との評価結果を受け、種々改善策を講じてきたところであり（法科大学院自己点検・評価報告書第5号参照）、これらに対しては、2013年度認証評価において、幸いにも一定の評価を得ることができた。

また、2018年度認証評価においても「適合」認定を受けることができたものの、いくつかの勧告・問題点の指摘を受けたため、指摘事項に対する適切な対応を図っている。

そこで、ここでは、その余の勧告・問題点（助言）についての対応と合わせ、今次の本

法科大学院としての対応について述べることとする。

なお、重要な問題点が存在すると指摘の受けた一部の事項〔勧告1）及び2）〕については、早急な改善が求められ、改善されたと認められるまで、その対応状況に関する「認証評価結果付記事項に関する報告書」の提出を求められたため、「認証評価結果付記事項に関する報告書」を大学基準協会に提出し（2019年10月30日付）検証を受けた結果、概ね改善が図られたと判断された。

また、上記以外の事項についてはその改善状況を取りまとめ「改善報告書」として提出することとなる。

## ○ 勧告

1) 『「商法」については、選択必修科目となっており、この科目を学生が選択しない場合、商法の基礎知識の修得なく演習形式へ進むことに繋がるため、体系的な教育課程の編成、学生の系統的・段階的な履修に問題が生じる。他方で、「商法」を選択しない場合、「商法演習」については、手形・小切手法の内容がほとんど扱われていないことから、手形・小切手法の基礎知識の修得に問題が生じるため、改善されたい（評価の視点2-2、2-5）。』と勧告されたことについて。

対応としては、2020年度より「商法」については科目を廃止したうえで、既存の1年次配当必修科目である「会社法」（4単位）を「商法」（4単位）に名称を変更し、その授業内容を現行の「会社法」及び「商法」で取扱っている内容を網羅した商法全般を取扱う内容とすることとし、2020年度より学則を改正することについて、2019年10月23日に開催の本研究科教授会において審議・了承された。

本件は既修者認定の観点から、入試科目とも連動することを受け、従前は「科目名：商法、出題範囲：会社法」としていたものを、2020年度入試から「科目名：商法、出題範囲：商法全般」と改めることを2019年2月27日開催の本研究科教授会において審議・了承され、2020年度入学試験から既に変更して実施している。

以上を受けて、「認証評価結果付記事項に関する報告書」を提出したところ、後述〔勧告2）の検証結果と併せて記載〕のとおり回答があった。

2) 『「知的財産法1」「知的財産法2」「経済法1」「経済法2」「労働法1」「労働法2」「倒産法1」「倒産法2」では第15回講義で最終試験が行われており、また、「現代法特殊講義（憲法訴訟）」（2018（平成30）年度よりカリキュラムから削除）、「会社法発展講義」「比較法」「Legal Business English」では、第15回講義で60分の試験及び30分の解

説講義が実施されており、15 回分の講義が確保されていないことについて、単位制の趣旨に鑑み早急に改善されたい（評価の視点 2－13）。』と勧告されたことについて。

対応としては、2019 年度より 15 回分の講義を確保するよう授業計画を改め実施している。

以上を受けて、「認証評価結果付記事項に関する報告書」を提出したところ、次のとおり回答があった。

大学基準協会検証結果：

本協会 は、今年度、上記の 対応 状況について慎重に検証した結果、次 のように判断した。すなわち、第 1 に、商法分野の科目に関する件に関しては、新たに設けられた「商法」（4 単位） が商法全体を取り扱う内容とされており、改善が図られたものと認められる。第 2 に、一部授業科目の回数に関する件に関しては、基本的に 15 回分の講義を確保するようになっており、概ね問題は解消したものと認められるが、上記の通り一部の授業科目の 15 回 目 の内容は明らかでない。

以上の状況 を総合的に勘案すると 、 認証評価で勧告を付した 2 つの事項に関しては、全体的に概ね 改善がなされたものと 判断される ことから、次年度以降の報告は要請しないこととする。なお、15 回目が「まとめ」や 「 Course Review 」 となっている一部の授業科目に関しては、当該法科大学院において内容の把握・管理が適切になされることが望まれる。

3) 『学生収容定員に対する在籍学生数比率については、過度（50%以上）の不足となっているので、改善されたい（評価の視点 4－13）。』について。

在籍学生数（各年度 5 月 1 日時点）については、2019 年度が 64 名、2020 年度 70 名と、多少の改善はみられるものの、引き続き定員充足率の増加・維持に向けた取組みを続けていきたい。

#### ○問題点

1) 「学則に、本評価の視点にいう「理念・目的」は明確に規定されている。一方、本評価の視点にいう「教育目標」は、2017（平成 29）年 2 月に学生の受け入れ方針と教育課程の編成・実施方針とが改正されて以降は、唯一、「関西大学法科大学院パンフレット 2018」に記載されるにとどまる状況にあるため、現状においては明確に設定されているとはいえない。本評価の視点にいう「教育目標」を、少なくともあらためて法科大学院要覧

に掲載するなどの措置をとることが望まれる（評価の視点1－1）。」について。

対応としては、2019年12月11日の（水）に開催された法務研究科教授会を経て、以下のとおり取扱うこととなった。

・「3ポリシー」を全学の方針に合わせて表記するとして改正した内容に対し、「教育目標」が明確に規定されていないとの指摘を受けたことから、2020年度から2017年度以前の表記に戻すこととし、「法科大学院要覧」、「関西大学法科大学院パンフレット」、「関西大学法科大学院ホームページ」等において掲載することとする。

2) 『展開・先端科目に分類されている「行政統制システム論」及び「経済刑法」は、その内容と到達目標において、実質的に法律基本科目の内容に止まるため、展開・先端科目群にふさわしい内容への改善が望まれる（評価の視点2－3）。』について、『「行政統制システム論」及び「経済刑法」並びに「公法・刑事法LW&D演習」は、いずれも法律基本科目に分類すべき内容であり、法律基本科目A～Cの合計64単位と合計して法律基本科目が70単位となるため、修了要件単位数に占める法律基本科目の割合が70%に達し、学生の履修が法律基本科目に傾斜する可能性があるため改善が望まれる（評価の視点2－4）。』について、及び『法情報調査について、「公法・刑事法LW&D演習」では法情報調査の基本的知識及び技能を十分に修得することができる内容とは認められないため、改善が望まれる（評価の視点2－9）。』については、「連携法」の改正に伴う法科大学院の教育課程の改編に合わせ改善を予定している。

3) 「本協会による前回の法科大学院認証評価後の継続的な改善の結果、既に問題が解消した指摘事項もあるものの、十分な改善に至っていない。特に学生収容定員に対する在籍学生数比率の管理の点については、なおも継続的な改善の検討が望まれる（評価の視点8－3）。について。」について。

今後の対応については、定員充足率の改善に向け継続的な施策の検討は必要であるとともに、法曹養成連携協定の締結により新たに「特別選抜入試」を実施することになることから、法学部における法曹コース修了者を一定数法科大学院へ進学させるための入試制度の改編は必要であると考え、法学部との連携も強化しながら、学生の確保につなげていきたい。

**8－4 法科大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか**については、次のと

おりである。

- (1) 教育研究上の目的に関することについては、学則に規定している。
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること、(3) 教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関することについては、パンフレット、ホームページ及び学術情報システムで公表している。
- (4) 学生の受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関することについては、学生募集要項で公表している。
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関することについては、関西大学シラバスシステムで公表している。
- (6) 学修成果に係る評価及び修了認定に当たっての基準に関することについては、学則に規定しており、また、法科大学院要覧で公表している。
- (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の徴収する費用に関することについては、法科大学院要覧で公表している。
- (8) 授業料、入学料その他の徴収する費用に関することについては、ホームページ、パンフレット及び学生募集要項で公表している。
- (9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することについては、法科大学院要覧で公表している。

#### **8-5 学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制は整備されているか**

について、組織・運営と諸活動に関する基礎データ、自己点検・評価報告書、講義要項（シラバス）等をホームページに公開し、適切に対応しており、情報公開のあり方等についてはその都度、執行部及び教授会で検討している。なお、情報公開に関する規程の整備については、全学的な取り組みとして検討が進められた結果、学校法人関西大学情報公開規程が制定（2013年3月28日）され、その第4条に開示請求による情報開示についても規定されている。

#### **8-6 自己点検・評価の結果を学内外に広く公表しているか**

について、自己点検・評価報告書を、他の法科大学院や関係諸機関に送付したほか、ロー・ライブラリーにも配架し、学生の閲覧に供している。このほか、本法科大学院ホームページで一般に公開しており、自由に閲覧することが可能となっている。

**8-7 認証評価の結果を学内外に広く公表しているか**について、自己点検・評価報告書において、認証評価で勧告された点あるいは問題点として指摘されたところについて記載するとともに、それへの対応等についても記載しており、上記の自己点検・評価の結果の公表に伴い、認証評価の結果も一般に公開している。

**【点検・評価（長所と問題点）】**

**8-2 自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結び付けるための仕組みを整備しているか。また、それらをどのように教育研究活動等の改善・向上に結び付けているか**については、法科大学院としての自己点検・評価活動に加え、全学的な中期行動計画システム、「今後の法科大学院改革の取り組みに関する懇談会」など、自己点検・評価に関する多角的な枠組みが整備されており、これらは自らの組織のあり方、教育の現状について見直す機会として、一定の成果を挙げている。

**【将来への取り組み・まとめ】**

**8-2 自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結び付けるための仕組みを整備しているか。また、それらをどのように教育研究活動等の改善・向上に結び付けているか**については、自己点検・評価活動を一部の委員の活動にとどめず、全教員が主体的に参加し、それをそれぞれの教育に活かすものとしてくことが求められる。

## 9 特色ある取り組み

### 【現状の説明】

**9-1 理念・目的及び教育目標に即して、どのような特色ある教育研究活動が行われているか**について、本法科大学院は、①理論的基盤と実務的応用能力の双方を備えた、バランスの取れた法曹（プロフェッショナル・ロイヤー）、②豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識に裏打ちされた、人権感覚に優れ、民主主義と個人尊重の価値の実現を目指す法曹（ヒューマニタリアン・ロイヤー）、③複雑化・多様化する現代社会で、日々生起する新たな問題に対処する法創造・法適用のできる法曹（クリエイティブ・ロイヤー）のすべての特性を兼ね備えた法曹を育むことを教育理念としており、それを目指して、次のような特色ある取り組みをしている。

- (1) リーガル・クリニックや国内エクスターンシップの授業において、相談者・依頼者との面談、法律文書の作成等の法律実務を体験させることを通して、また、海外エクスターンシップの授業において、国際協力機構（JICA）の行っているベトナムやラオス等での法整備支援活動の実際を体験することを通して、理論的基盤と実務的応用能力の双方の重要性について認識を深めさせ、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識に裏打ちされた人権感覚の醸成を図り、現代社会で生起する新たな問題に対処する法創造・法適用の大事さを体感させ、上記の特性を兼ね備えた法曹への一歩としている。また、「法と社会」や「現代法特殊講義」において特色ある科目を開講し、中国法関係の科目等の法実務科目を充実させるなど、教育課程を関西大学の伝統と特性を踏まえたものとしている。
- (2) 近年は、大阪大学法科大学院との間で、授業科目の共同開講の研究・実施その他の協力関係等を構築するため、相互に連携する旨を約し、徐々にその範囲を広げつつあり、2018年度からは、「連携科目（憲法発展演習）」と「連携科目（刑事証拠法演習）」が開講されている。
- (3) 教育効果を高めるため、成績優秀者表彰制度がある。各学年の基本的な科目を定め、順位1位及び2位の者に法務研究科長賞あるいは児島惟謙賞を授与し、学生の学習意欲の向上を図っている。
- (4) FD活動の一環としてアカデミック・アドバイザーと定期的に意見交換を行い、学生の学習や生活に関する状況の把握に務めている。
- (5) 学生が主体となって司法過疎地域での巡回法律相談（遠隔地法律相談）を実施している（2019年度実施地域は、高知県安芸市・島根県大田市・兵庫県宍粟市）。
- (6) 教員が交代で行う在外研究や国内研修は、比較法の視点からの研究や自己の研究を

集中して遂行する機会となっている。

## 【点検・評価（長所と問題点）】

**9-1 理念・目的及び教育目標に即して、どのような特色ある教育研究活動が行われているか**については、以下の点を指摘できる。

(1) 大阪大学法科大学院との連携の一環として、2018年度から「連携講義（刑事証拠法）」、「連携講義（憲法発展演習）」とし、正課授業科目として単位化するとともに、今後、刑法 や民法といった別分野への拡大も視野に入れ検討を行っている。その他、複数の展開・先端科目等における単位互換制度の実施や、授業見学会やモデル授業の実施といったFD活動の相互実施、裁判所見学・法廷傍聴等を共同で行って、双方の学生（入学予定者を含む）の参加を得たり、大阪大学法科大学院修了者をTAとして雇用したり、連携した教育活動を行っている。

他大学との連携を通じて教育のあり方について新たな示唆を受けることも少なく、新たな経験や発見が得られることが、長所として挙げられよう。これまでは授業提供科目が特定の科目に偏っていたり、教員・学生とも参加者数が少ないなどの問題点があったが、ICTの活用により、参加へのハードルが下がったことにより、一部を除き、例年と比較し参加者が増加した。

(2) 成績優秀者表彰制度に関しては、効果を測るためには、進級後の成績あるいは修了後の司法試験合格との関連性を検証する必要がある。

(3) アカデミック・アドバイザーとの意見交換会を通じ、各教員が自己の担当科目以外の学生の得意・不得意分野について知ることができ、学生の指導に役立てることができ、また、学習面だけでなく、学生は生活状況や将来の進路についてもメンターに相談することができ、学生指導に役立っている。ただし、すべての学生が積極的に利用しているわけではないという問題がある。

(4) 遠隔地法律相談は、社会福祉協議会の協力のもと社会貢献としても広く認知され、法曹会を目指す学生の実務能力向上にもなっている。学生の参加人数や相談者を確保していくことが課題である。

(5) 平面的となりがちな法科大学院教育にあつて、比較法的な視点からの講義は学生の刺激にもなり、重要である。教員の在外研究が役立つことが期待される。法科大学院においては、とかく教員の研究活動が軽視される傾向もあり、在外研究・国内研修の機会を積極的に利用することが重要である。

【将来への取り組み・まとめ】

9-1 理念・目的及び教育目標に即して、どのような特色ある教育研究活動が行われ

ているかについては、大阪大学法科大学院との連携に関して、更なる伸張を図るため、その検証を通じて、本法科大学院の教育のあり方について、有益な示唆を得ることが期待される。

## <終章>

新型コロナウイルス感染拡大により、法科大学院の教育も全面的にオンラインとなるなど、大きな影響を受けた。法科大学院の教室、自習室、ロー・ライブラリーも閉鎖され、法曹となるために他の学生とともに切磋琢磨するという法科大学院のよい面が損なわれたのは否めない。そんななかでも、法科大学院の教員、アカデミック・アドバイザーは、事務職員の適切なサポートも得て、メールや zoom などのオンライン・ツールを使って、なんとか教育の水準を落とさないように努力をした。新しい困難な環境における教育実践は、各教員の教育のあり方を見直す契機となり、改めて対面での授業の価値に気づかされる経験でもあった。

本法科大学院もその発足から 16 年が経過し、設立当初の教員の多くが退職を迎えつつある。法科大学院の教員組織が若返りつつあるなか、これまでの蓄積の継承も課題となってくるであろう。自己点検・評価活動は、2 年ごとに自らの教育活動を振り返るものであるが、今後は、法科大学院の課題と経験の継承という側面も重要性をもつようになるであろう。

以上のような問題意識にもとづき、今回の自己点検・評価活動はできるだけ法科大学院が抱えている課題を浮き彫りにするような記述にするよう務めた。本報告書に記された課題を一つ一つ克服していくことが関西大学法科大学院の教育の充実につながると信じている。

法学部の法曹コースとの接続がいよいよ本格化し、法科大学院のカリキュラムや教育体制の抜本的な見直しが今後求められることになる。この報告書が、本法科大学院の充実した教育体制の確立と、優れた法曹をより多く輩出して社会の要請に応える存在となるための一助となれば幸いである。

関西大学大学院法務研究科 自己点検・評価委員会